昭和二十五年総理府令第十三号

公職選挙法施行規則

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条第一項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十六条の規定に基き、公職選挙法施行規則を次のように定める。

目次

第一章　選挙人名簿等の様式（第一条―第十五条）
第二章　期日前投票及び不在者投票（第十五条の二―第十七条の二の三）
第二章の二　供託（第十七条の三・第十七条の三の二）
第三章　選挙運動（第十七条の四―第二十一条の三）
第四章　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第二十二条―第二十九条の二）
第四章の二　推薦団体の選挙運動の特例（第二十九条の三―第二十九条の五）
第五章　政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第三十条―第三十一条の三）
第六章　補則（第三十二条―第三十四条）
附則

第一章　選挙人名簿等の様式

（選挙人名簿の様式等）

第一条　選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2　法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿は、当該選挙人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3　磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第十九条第一項に規定する選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4　選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

第二条　削除

（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）

第三条　令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でしなければならない。

2　前項の申請の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

3　令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書は、別記第四号様式の二に準じて調製しなければならない。

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条の二　法第二十八条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために閲覧の申出をする場合　申出に係る選挙人の氏名、住所その他の当該選挙人を特定するに足りる事項

二　公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である申出者（選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者をいう。以下同じ。）が政治活動（選挙運動を含む。次号及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行うために閲覧の申出をする場合　次に掲げる事項

イ　申出に係る選挙人の範囲

ロ　当該申出者が候補者となろうとする公職の種類

ハ　当該申出者が公職にある者である場合にあつては、当該公職の種類

ニ　閲覧者が当該申出者が指定する者である場合にあつては、その旨

三　政党その他の政治団体である申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合　次に掲げる事項

イ　申出に係る選挙人の範囲

ロ　閲覧者が当該申出者の役職員又は構成員（法第二十八条の二第九項において同条第一項を読み替えて適用する場合にあつては、同条第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。）であつて、当該申出者が指定する者である旨

2　法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。第三条の五において同じ。）の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出は、次の各号に掲げる書類を添えて、法第二十八条の二第二項第一号から第四号までに掲げる事項及び前項各号に定める事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でしなければならない。ただし、衆議院議員若しくは参議院議員又は当該市町村の議会の議員若しくは長若しくは当該市町村を包括する都道府県の議会の議員若しくは長の職にある者が所属している政党その他の政治団体が申出者である場合においては、第二号ロに掲げる書類の添付を省略することができる。

一　前項第二号に掲げる場合（申出者が公職にある者である場合を除く。）にあつては、当該申出者が公職の候補者となろうとする者であることを示す資料

二　前項第三号に掲げる場合にあつては、次に掲げる書類

イ　当該申出者に係る政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出書の写し

ロ　当該申出者の政治活動の実績を示す資料

3　前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4　閲覧者が選挙人名簿の抄本を閲覧するに当たつては、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

一　国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該閲覧者の写真をはり付けてあるもの

二　閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類

5　法第二十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

6　法第二十八条の二第七項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第九項において読み替えて適用される同条第一項の規定により同条第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合において、当該閲覧者が同条第八項に規定する承認法人の役職員又は構成員であつて、当該承認法人が指定する者である旨とする。

7　第二項の文書は、別記第四号様式の二の二に準じて作成しなければならない。

（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条の三　法第二十八条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申出に係る選挙人の範囲

二　調査研究の責任者の氏名及び住所（申出者が国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）の機関である場合にあつては当該責任者の職名及び氏名、申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）である場合にあつては当該責任者の役職名及び氏名）

三　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　申出者が国等の機関である場合　閲覧者が、当該国等の機関の職員であつて、当該国等の機関が指定するものである旨

ロ　申出者が法人である場合　閲覧者が、当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）であつて、当該法人が指定するものである旨

ハ　申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合　閲覧者が当該個人が指定する者である旨

四　委託を受けて調査研究を行う場合にあつては、委託者の氏名及び住所（委託者が国等である場合にあつてはその名称、委託者が法人である場合にあつてはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

2　法第二十八条の三第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出は、調査研究の概要及び実施体制を示す資料を添えて、同条第二項第一号から第五号まで及び前項各号に掲げる事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でしなければならない。

3　前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認

するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4　閲覧者が選挙人名簿の抄本を閲覧するに当たつては、前条第四項各号に掲げるいずれかの書類（申出者が国等の機関である場合にあつては、当該閲覧者が当該国等の職員であることを証明する書類）を提示しなければならない。

5　第二項の文書は、別記第四号様式の二の三に準じて作成しなければならない。

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の四　法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2　法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　閲覧の年月日

二　閲覧に係る選挙人の範囲

三　申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

（選挙人名簿が磁気ディスクをもつて調製されている場合に閲覧させる事項）

第三条の五　法第二十八条の二第一項又は第二十八条の三第一項の規定により選挙人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

（引き続き同一都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式）

第四条　令第三十四条の二第一項の証明書は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

（投票用紙の様式）

第五条　衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

2　令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（投票箱）

第六条　投票箱は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

（点字投票である旨の表示）

第七条　令第三十九条第二項、第五十三条第三項、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示は、別記第八号様式に準じるものでなければならない。

2　前項の表示は、投票用紙の表面（片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面）にしなければならない。

（仮投票用封筒の様式）

第八条　法第五十条第四項及び第五項並びに令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、別記第九号様式に準じて調製しなければならない。

（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第八条の二　令第五十条第四項及び第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定による請求書の様式は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式）

第九条　令第四十九条の八又は第五十二条の規定による宣誓書は、別記第十号様式に準じて作成しなければならない。

（投票用封筒への記載）

第九条の二　市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十三条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので令第六十五条の二に規定する者を除く。）に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載しなければならない。

（投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式）

第十条　令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒並びに第五十三条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第十一号から第十三号までの様式に準じて調製しなければならない。

第十条の二　削除

（郵便等投票証明書の交付申請書の様式等）

第十条の三　令第五十九条の三第一項の規定による郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第十三号様式の四に準じて作成しなければならない。

2　令第五十九条の三第一項の規定による申請を令第五十九条の三の二第二項の規定による申請と併せて行う場合の郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第十三号様式の四の二に準じて作成しなければならない。

3　令第五十九条の三第四項の規定による郵便等投票証明書は、別記第十三号様式の五に準じて調製しなければならない。

4　郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から七年とする。ただし、令第五十九条の二第三号に規定する者の郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間とする。

（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書等の様式）

第十条の三の二　令第五十九条の三の二第二項の規定による申請書は、別記第十三号様式の五の二に準じて作成しなければならない。

2　令第五十九条の三の二第五項の規定による届出書は、別記第十三号様式の五の三に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等）

第十条の三の三　令第五十九条の三の三第一項の規定による届出書は、別記第十三号様式の五の四に準じて作成しなければならない。

2　令第五十九条の三の三第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第十三号様式の五の五に準じて作成しなければならない。

3　代理記載人（法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者をいう。以下同じ。）となるべき者として郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た選挙人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第十条の四　令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、別記第十三号様式の六に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の五　令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七に準じて調製しなければならない。

（特定国外派遣組織を指定する際に告示する事項）

第十条の五の二　令第五十九条の五の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項に規定する組織に属する選挙人の概数及び当該組織の派遣される地域とする。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第十条の五の三　令第五十九条の五の四第五項の規定による請求書は、別記第十三号様式の七の二に準じて作成しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の五の四　令第五十九条の五の四第七項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七の三に準じて調製しなければならない。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第十条の六　令第五十九条の六第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八に準じて作成しなければならない。

2　令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七条の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一　法第四十九条第七項に規定する指定船舶

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十六条第一項に規定する許可証の写し

二　第十七条の二第二項に定める船舶　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4　令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時における船員法（昭和二十二年法律第

百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等）

第十条の七　令第五十九条の六第二項又は第五十九条の六の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の九及び第十三号様式の十に準じて調製しなければならない。

２　令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十条の七の二　法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

２　令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第十条の八　令第五十九条の六第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十一及び第十三号様式の十二に準じて調製しなければならない。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第十条の九　令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の十三に準じて調製しなければならない。

２　法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の十　令第五十九条の六第十四項又は第五十九条の六の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十四に準じて調製しなければならない。

（南極選挙人証の交付の申請等）

第十条の十一　令第五十九条の七第一項の規定による南極選挙人証の交付の申請は、当該選挙人が法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）であることを証する書面（当該南極地域調査組織の南極調査期間（令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添えて、文書でしなければならない。

２　前項の文書は、別記第十三号様式の十五に準じて作成しなければならない。

３　令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証は、別記第十三号様式の十六に準じて調製しなければならない。

４　南極選挙人証の有効期間は、交付の日から第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日までとする。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）

第十条の十二　令第五十九条の八第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の十七に準じて作成しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第十条の十三　令第五十九条の八第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十八及び第十三号様式の十九に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第十条の十四　令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の二十及び第十三号様式の二十一に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第十条の十五　令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の二十二に準じて調製しなければならない。

２　法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の十六　令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第十四項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の二十三に準じて調製しなければならない。

（立会人となるべき者の届出書、承諾書及びこれらに添付すべき選挙人名簿登録証明書の様式）

第十一条　開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第十四号様式及び第十五号様式に準じて作成しなければならない。

２　令第八十二条第二項の規定により選挙立会人となるべき者の届出書に添附すべき選挙人名簿登録証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて作成しなければならない。

（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出の文書等の様式）

第十二条　法第八十六条第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条第一項の文書　別記第十六号様式

二　令第八十八条第三項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第十六号様式の二

三　令第八十八条第三項第二号の文書　別記第十六号様式の三

四　法第八十六条第五項第三号の宣誓書　別記第十六号様式の四

五　法第八十六条第五項第四号の同意書　別記第十六号様式の五

六　法第八十六条第五項第四号の宣誓書　別記第十六号様式の六

七　法第八十六条第五項第五号の候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書　別記第十六号様式の七

２　法第八十六条第二項又は第三項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条第二項の文書　別記第十六号様式の八

二　法第八十六条第三項の文書　別記第十六号様式の九

三　法第八十六条第七項の宣誓書　別記第十六号様式の六

四　法第八十六条第七項の所属する政党その他の政治団体の名称を記載した文書　別記第十六号様式の十

五　法第八十六条第七項の証明書　別記第十六号様式の十一

六　令第八十八条第六項第二号の承諾書　別記第十六号様式の十二

３　令第八十八条第六項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。

４　法第八十六条第九項後段及び第九十八条第二項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十六号様式の十四に準じて、法第八十六条第十項（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に定める除名の手続を記載した文書及び宣誓書は別記第十六号様式の十五に準じて作成しなければならない。

５　法第八十六条第十一項の規定により候補者の届出を取り下げる旨の届出に係る令第八十八条第十二項の文書は、別記第十六号様式の十六に準じて作成しなければならない。

６　法第八十六条第十二項の規定により候補者たることを辞する旨の届出に係る令第八十八条第

十二項の文書は、別記第十六号様式の十七に準じて作成しなければならない。

（衆議院小選挙区選出議員の選挙における通称認定申請書等の様式）

第十二条の二　令第八十八条第八項の通称認定申請書は別記第十六号様式の十八に準じて作成しなければならない。当該通称認定申請書を提出する際には、別記第十六号様式の十九に準じて作成した候補者の承諾を得ていることを証する旨の文書を添えなければならない。

2　令第八十八条第九項の通称認定申請書は、別記第十六号様式の二十に準じて作成しなければならない。

3　令第八十八条第十項の認定書は、別記第十六号様式の二十一に準じて調製しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿等の様式）

第十二条の三　法第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿及び当該衆議院名簿の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿　別記第十七号様式

二　法第八十六条の二第二項第一号の文書　別記第十七号様式の二

三　令第八十八条の三第三項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第十七号様式の三

四　令第八十八条の三第三項第二号の文書　別記第十七号様式の四

五　法第八十六条の二第二項第四号の宣誓書　別記第十七号様式の五

六　法第八十六条の二第二項第五号の同意書　別記第十七号様式の六

七　法第八十六条の二第二項第五号の宣誓書　別記第十七号様式の七

八　法第八十六条の二第二項第六号の衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書　別記第十七号様式の八

九　法第八十六条の二第九項の規定により同条第一項の規定の例により衆議院名簿登載者の補充の届出をする場合における衆議院名簿登載者の補充届出書　別記第十七号様式の九

2　法第八十六条の二第七項後段及び衆議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項前段（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十七号様式の十に準じて、法第八十六条の二第八項（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書及び宣誓書は別記第十七号様式の十一に準じて作成しなければならない。

3　法第八十六条の二第十項前段及び衆議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項後段（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十七号様式の十二に準じて、法第八十六条の二第十項後段（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する文書は別記第十七号様式の十三に準じて作成しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書等の様式）

第十二条の四　令第八十八条の三第七項の通称認定申請書は、別記第十七号様式の十四に準じて作成しなければならない。

2　令第八十八条の三第八項の認定書は、別記第十七号様式の十五に準じて調製しなければならない。

（参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿等の様式）

第十二条の五　法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿及び当該参議院名簿の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿　別記第十八号様式

二　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号の文書　別記第十八号様式の二

三　令第八十八条の五第三項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第十八号様式の三

四　令第八十八条の五第三項第二号の文書　別記第十八号様式の四

五　令第八十八条の五第三項第三号の文書　別記第十八号様式の五

六　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第四号の宣誓書　別記第十八号様式の六

七　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第五号の同意書　別記第十八号様式の七

八　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第五号の宣誓書　別記第十八号様式の八

九　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第六号の参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書　別記第十八号様式の九

十　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書　別記第十八号様式の十

2　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項後段及び参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項前段（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書並びに法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書及び宣誓書並びにその他の事由を証する文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項後段及び参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項前段（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書　別記第十八号様式の十一

二　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書及び宣誓書　別記第十八号様式の十二

三　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項のその他の事由を証する文書　別記第十八号様式の十三

3　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項前段及び参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項後段（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十八号様式の十四に準じて、法第八十六条の二第十項後段（法第九十八条第四項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の取下げの事由を証する文書は別記第十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。

（参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書等の様式）

第十二条の六　令第八十八条の五第七項において準用する令第八十八条の三第七項の通称認定申請書は、別記第十八号様式の十六に準じて作成しなければならない。

2　令第八十八条の五第七項において準用する令第八十八条の三第八項の認定書は、別記第十八号様式の十七に準じて調製しなければならない。

（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書等の様式）

第十二条の七　法第八十六条の四第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の四第一項の文書　別記第十九号様式

二　法第八十六条の四第二項の文書　別記第十九号様式の二

三　法第八十六条の四第四項の宣誓書　別記第十九号様式の三

四　法第八十六条の四第四項の証明書　別記第十九号様式の四

五　令第八十九条第二項第二号の承諾書　別記第十六号様式の十二

2　令第八十九条第二項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。

3　法第八十六条の四第十項の規定により候補者たることを辞する旨の届出に係る令第八十九条第七項の文書は、別記第十六号様式の十七に準じて作成しなければならない。

（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における通称認定申請書等の様式）

第十二条の八　令第八十九条第五項において準用する令第八十八条第八項の通称認定申請書は、別記第十九号様式の五に準じて作成しなければならない。

2　令第八十九条第五項において準用する令第八十八条第十項の認定書は、別記第十九号様式の六に準じて調製しなければならない。

（候補者の選定手続の届出書等の様式）

第十二条の九　法第八十六条の五第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の五第一項の文書　別記第二十号様式

二　令第八十九条の二第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第二十号様式の二

三　令第八十九条の二第一項第二号の文書　別記第十六号様式の三

2　法第八十六条の五第七項の文書は、別記第二十号様式の三に準じて作成しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出書等の様式）

第十二条の十　法第八十六条の六第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の六第一項又は第二項の文書　別記第二十一号様式

二　令第八十九条の三第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第二十一号様式の二

三　令第八十九条の三第一項第二号の文書　別記第十七号様式の四

2　法第八十六条の六第八項の文書は、別記第二十一号様式の三に準じて作成しなければならない。

3　法第八十六条の六第九項の文書は、別記第二十一号様式の四に準じて作成しなければならない。

（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出書等の様式）

第十二条の十一　法第八十六条の七第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一　法第八十六条の七第一項の文書　別記第二十二号様式

二　令第八十九条の四第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書　別記第二十二号様式の二

三　令第八十九条の四第一項第二号の文書　別記第十八号様式の四

2　法第八十六条の七第五項の文書は、別記第二十二号様式の三に準じて作成しなければならない。

（届出の受理等の年月等の記載）

第十三条　法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出、同条第九項の規定による候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出、同条第十一項の規定による候補者届出の取下げの届出、同条第十二項の規定による候補者たることを辞する旨の届出若しくは衆議院小選挙区選出議員の選挙の候補者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき又は法第八十六条第九項の規定により同条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。法第九十八条第二項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。

2　法第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、同条第七項の規定による衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出、同条第九項の規定による同条第一項の規定の例による衆議院名簿登載者の補充の届出、同条第十項の規定による衆議院名簿の取下げの届出若しくは衆議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の二第七項の規定により衆議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第十二項の規定により同条第九項の規定による同条第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を衆議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。衆議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。

3　法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の二第七項の規定により参議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項の規定により法第八十六条の三第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項の規定により法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。

4　法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出、同条第十項の規定による候補者たることを辞する旨の届出若しくは衆議院議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の公職の候補者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき又は法第八十六条の四第九項の規定により同条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。

（投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録の様式）

第十四条　投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録は、それぞれ別記第二十四号様式から第二十七号様式までに準じて調製しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書等の様式）

第十四条の二　法第九十九条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の文書は別記第二十七号様式の二に準じて、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書は別記第二十七号様式の三に準じて、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の宣誓書は別記第二十七号様式の四に準じて作成しなければならない。

2　法第九十九条の二第六項において準用する同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の文書は別記第二十七号様式の五に準じて、同条第六項において準用する同条第三項（同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書は別記第二十七号様式の六に準じて、同条第六項において準用する同条第四項（同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。）の宣誓書は別記第二十七号様式の七に準じて作成しなければならない。

（当選証書の様式）

第十五条　当選証書は、別記第二十八号様式に準じて調製しなければならない。

第二章　期日前投票及び不在者投票

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第十五条の二　令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によって指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3　前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によって選挙の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区等の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票

区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

4　前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第六十二条、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。

5　前各項に規定するもののほか、令第二十六条の五第一項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（指定関係投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第十五条の三　令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、令第二十六条の五第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）

第十五条の四　法第四十八条の二第一項第一号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）

第十六条　法第四十八条の二第一項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

（国立保養所）

第十六条の二　令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

（船員の不在者投票用紙等を交付する市町村）

第十七条　令第五十一条第一項（地方自治法施行令、市町村の合併の特例に関する法律施行令若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。

（指定船舶等）

第十七条の二　法第四十九条第七項（最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。

一　船舶安全法にいう近海区域を航行区域とする船舶のうち国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項に規定する国際航海をいう。第五号において同じ。）に従事するもの

二　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条（第一号、第四号、第八号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までを除く。）に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同条第六号に規定する漁業に従事する船舶にあつては総トン数三十トン以上のものに、同条第七号に規定する漁業に従事する船舶にあつては東海黄海海区（最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域をいう。）、太平洋中央海区（東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）をいう。）又はインド洋海区（南緯十九度五十九分三十五秒以北（ただし、東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域をいう。）において操業するものに、同条第十二号に規定する漁業に従事する船舶にあつては浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）及び釣りによつてかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数十トン以上百二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事するものに限る。

三　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第三十四条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶

四　漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令）第五条第五号に規定する業務に従事する船舶のうち国際航海に従事するもの

五　自衛隊が所有する船舶のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の四の規定により自衛隊が行う南極地域における科学的調査についての協力の業務に現に従事するもの

2　法第四十九条第七項（最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

（投票送信用紙等を交付する市町村）

第十七条の二の二　法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、別表第三のとおりとする。

第十七条の二の三　法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、東京都中央区及び港区とする。

第二章の二　供託

（衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等）

第十七条の三　法第九十二条第二項の規定により供託する金額又は国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）は、三百万円ごとの金額又は額面に区分できるものでなければならない。

2　政党その他の政治団体は、衆議院名簿の届出をする場合においては、法第九十二条第二項の規定により供託された供託物について、令第九十三条の二第二項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を選挙長に届け出なければならない。ただし、供託物のすべてが金銭である場合には、この限りでない。

3　前項の規定による届出書は、別記第二十八号様式の二に準じて作成しなければならない。

（参議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等）

第十七条の三の二　前条の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十二条第二項」とあるのは「第九十二条第三項」と、「三百万円」とあるのは「六百万円」と、同条第二項中「第九十二条第二項」とあるのは「第九十二条第三項」と、「第九十三条の二第二項」とあるのは「第九十三条の二第三項において準用する同条第二項」と、同条第三項中「別記第二十八号様式の二」とあるのは「別記第二十八号様式の二の二」と読み替えるものとする。

第三章　選挙運動

（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）

第十七条の四　法第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けよう

とする者又は法第百五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党若しくは同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項（令第百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百十条の二第一項（令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。）若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項、第百十条の二第一項若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。

2　前項の規定による届出書は、別記第二十八号様式の三に準じて作成しなければならない。

（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）

第十七条の五　公職の候補者（前条第一項の届出をした者に限る。次条及び第十七条の七第一項において同じ。）は、令第百九条の四第二項第二号ロ、第百九条の七第二項（令第百九条の八において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）、第百十条の二第二項（令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）又は第百十条の四第二項の規定による確認を受けようとする場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対し確認申請書を提出しなければならない。

2　前項に規定する確認申請書は、別記第二十八号様式の四に準じて作成し、同項の確認は、別記第二十八号様式の五に準じて調製する確認書を用いてしなければならない。

（燃料供給業者等への確認書の提出）

第十七条の六　公職の候補者は、前条第一項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第二項の確認書を、令第百九条の四第一項に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（次条第二項及び第十七条の八第一項において「燃料供給業者」という。）、令第百九条の七第一項に規定する有償契約を締結した通常葉書の作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「通常葉書作成業者」という。）、令第百九条の八において準用する第百九条の七第一項に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「ビラ作成業者」という。）、令第百十条の二第一項に規定する有償契約を締結した立札及び看板の類の作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「立札・看板作成業者」という。）又は令第百十条の四第一項に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第十七条の七　公職の候補者又は候補者届出政党（第十七条の四第一項の届出をしたものに限る。）は、選挙運動用自動車使用証明書、通常葉書作成証明書、ビラ作成証明書、立札・看板作成証明書若しくはポスター作成証明書又は政見放送用録音・録画証明書（第三項及び次条第一項において「証明書」という。）を、使用、作成又は録音若しくは録画の実績に基づき作成し、令第百九条の四第一項に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、通常葉書作成業者、ビラ作成業者、立札・看板作成業者若しくはポスター作成業者又は令第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した録音若しくは録画を業とする者（次条第一項において「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3　第一項に規定する証明書は、別記第二十八号様式の六から第二十八号様式の十一までに準じて作成しなければならない。

（請求書の提出）

第十七条の八　契約業者等は、令第百九条の四第二項、第百九条の七第二項、第百十条の二第二項若しくは第百十条の四第二項又は第百十一条の五第二項の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第一項の証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第十七条の五第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、通常葉書作成業者、ビラ作成業者、立札・看板作成業者又はポスター作成業者にあつては第十七条の五第二項の確認書）を添えて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県知事に、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては総務大臣に、提出しなければならない。

2　前項に規定する請求書は、別記第二十八号様式の十二に準じて作成しなければならない。

（証票交付申請書の様式）

第十七条の九　令第百十条の五第五項の規定による申請書は、別記第二十八号様式の十三に準じて作成しなければならない。

（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の様式）

第十七条の十　令第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書は、別記第二十八号様式の十四に準じて作成しなければならない。

2　令第百十一条の六第二項第二号に規定する文書は、別記第二十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。

（ポスターの掲示箇所）

第十八条　法第百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

（新聞広告）

第十九条　法第百四十九条第一項又は第四項の規定により公職の候補者がすることができる新聞広告の寸法は、横九・六センチメートル、縦二段組以内とする。

2　法第百四十九条第一項の規定により一の候補者届出政党が一の都道府県においてすることができる新聞広告の寸法（当該候補者届出政党が同項の規定により当該都道府県においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。）及び回数は、次の表の上欄に掲げる当該都道府県における届出候補者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数とする。この場合において、一回当たりの新聞広告の寸法は、横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法の整数（二以上のものに限る。）倍の寸法（その形態が長方形であるものに限る。）とし、横三十八・五センチメートル、縦十五段組の寸法を超えてはならないものとする。

当該都道府県における届出候補者の数	寸法	回数
一人から五人まで	横三十八・五センチメートル、縦四段組以内	八回以内
六人から十人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	十六回以内
十一人から十五人まで	横三十八・五センチメートル、縦十二段組以内	二十四回以内
十六人	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	三十二回以内

3　法第百四十九条第二項の規定により一の衆議院名簿届出政党等が一の選挙区においてすることができる新聞広告の寸法（当該衆議院名簿届出政党等が同項の規定により当該選挙区においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。）及び回数は、次の表の上欄に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数（令第百三十二条の三第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数）とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

当該選挙区における衆議院名簿登載者の数	寸法	回数
一人から九人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	十六回以内

十人から十八人まで	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	回以内	三十二
十九人から二十七人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十四段組以内	回以内	四十八
二十八人	横三十八・五センチメートル、縦三十二段組以内	回以内	六十四

4　法第百四十九条第三項の規定により一の参議院名簿届出政党等がすることができる新聞広告の寸法（当該参議院名簿届出政党等が同項の規定によりすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。）及び回数は、次の表の上欄に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数（令第百三十二条の三の二第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数）とする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

参議院名簿登載者の数	寸法	回数
一人から八人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十段組以内	四十回以内
九人から十六人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十八段組以内	五十六回以内
十七人から二十四人まで	横三十八・五センチメートル、縦三十六段組以内	七十二回以内
二十五人	横三十八・五センチメートル、縦四十四段組以内	八十八回以内

5　前四項の規定による新聞広告は、記事下に限るものとし、色刷りは認めない。

6　衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、第一項又は第二項の規定による新聞広告は、これを掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が当該選挙の選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の属する都道府県（候補者届出政党にあつては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県）の全部の区域（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域）を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には、これを掲載することができない。

7　衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新聞広告は、一の新聞社が二以上の発行本社を設けてそれぞれ同一題号の新聞を発行している場合又は二以上の新聞社がそれぞれ同一題号の新聞を発行している場合には同一題号の新聞を発行する二以上の発行本社若しくは新聞社の発行する同一題号の新聞に通じて又は同一題号の新聞を発行する各発行本社若しくは各新聞社の発行する同一題号の新聞ごとに、一の新聞社が発行区域を異にする題号の異なる同種類の新聞を発行している場合には当該新聞社の発行する新聞のうち同一の新聞と認められるものとして総務大臣の指定するものについては当該新聞に通じて又は当該新聞ごとに、これをすることができる。

8　衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新聞広告は、当該選挙の選挙区の区域内において行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙において、第一項又は第二項及び第六項の規定により新聞広告を掲載することができる紙面（以下「衆議院小選挙区の紙面」という。）に掲載するものとする。ただし、当該掲載しようとする新聞紙に、主として当該選挙区の全部又は一部の区域に関する記事を掲載する紙面（衆議院小選挙区の紙面を除く。以下「広域紙面」という。）の設けがある場合その他これに類する場合においては、この限りでない。

9　衆議院比例代表選出議員の選挙において、前項に規定する衆議院小選挙区の紙面又は広域紙面を二以上通じて利用することにより得られる区域（以下「紙面組合せ区域」という。）が、当該衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域に包含される場合又は等しくなる場合その他これに類する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該紙面組合せ区域に係る各紙面を通じて第三項の規定による新聞広告をすることができる。

10　衆議院議員の選挙においては、第二項の規定による新聞広告にあつては当該都道府県における衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する広告である旨、第三項の規定による新聞広告にあつては当該選挙区における衆議院比例代表選出議員の選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。

11　第七項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。

（新聞広告掲載の手続）

第二十条　衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の候補者は、法第百四十九条第一項又は第四項の規定による新聞広告をしようとするときは、当該選挙の選挙長の交付する新聞広告掲載証明書を新聞広告を掲載しようとする新聞を発行するもの（以下「新聞社等」という。）に提出して新聞広告の掲載の申込みをしなければならない。

2　衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、法第百四十九条第一項の規定による新聞広告をしようとするときは、当該都道府県の選挙管理委員会の交付する新聞広告掲載証明書のうち必要な枚数を新聞社等に提出して新聞広告の掲載の申込みをしなければならない。

3　衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、法第百四十九条第二項の規定による新聞広告をしようとするときは、当該選挙の選挙長の交付する新聞広告掲載証明書のうち必要な枚数を新聞社等に提出して新聞広告の掲載の申込みをしなければならない。

4　前三項の規定により、新聞広告の申込みを受けた新聞社等は、当該申込みについて承諾したときは、直ちに、新聞広告掲載承諾通知書を当該選挙の選挙長（第二項の規定による申込みを受けた場合においては、当該都道府県の選挙管理委員会）に提出しなければならない。

5　前二項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第三項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「第百四十九条第二項」とあるのは「第百四十九条第三項」と読み替えるものとする。

6　第一項から第三項（前項において準用する場合を含む。）までの規定による新聞広告掲載証明書は別記第二十九号様式に準じて調製し、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による新聞広告掲載承諾通知書は別記第二十九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報）

第二十一条　衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第百六十九条第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一　一人から九人まで　一ページの四分の一

二　十人から十八人まで　一ページの二分の一

三　十九人から二十七人まで　一ページの四分の三

四　二十八人　一ページ

2　参議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第百六十九条第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一　一人から八人まで　一ページの四分の一

二　九人から十六人まで　一ページの二分の一

三　十七人から二十四人まで　一ページの四分の三

四　二十五人　一ページ

（期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期）

第二十一条の二　市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出のあつた参議院名簿登載者の氏名（当該届出のあつた参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が当該届出に係る文書に記載されている者である場合にあつては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際現に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位）の掲示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

（期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の掲示の方法）

第二十一条の三　法第百七十五条第六項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌

日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

2　法第百七十五条第八項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

3　前二項の掲示は、現にされている掲示の最後に掲載されている公職の候補者の次に加えることによりしなければならない。この場合において、法第八十六条第八項若しくは法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者が二人以上あるときは、これらの公職の候補者に係る掲示の掲載の順序は、これらの規定による届出があつた順序によるものとする。

第四章　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

（会計帳簿の種類及び様式）

第二十二条　法第百八十五条の規定による会計帳簿は、その種類を左の通りとし、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。

一　収入簿

二　支出簿

（報告書の様式）

第二十三条　法第百八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成しなければならない。

2　法第百八十九条第一項に規定する法第百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第三十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

3　法第百八十九条第一項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第三十一号様式の三に準じて作成した文書

二　法第百八十九条第一項に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）　当該振込明細書の写し

4　法第百八十九条第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

（要旨の公表の様式）

第二十四条　前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第百九十二条第一項及び第二項の規定によつて公表する場合は、別記第三十二号様式に準じてしなければならない。

第二十五条から第二十九条まで　削除

（令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式）

第二十九条の二　令第百二十九条第九項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。

第四章の二　推薦団体の選挙運動の特例

（推薦団体確認申請書の様式）

第二十九条の三　令第百二十九条の二の規定による申請書は、別記第三十二号様式の三に準じて作成しなければならない。

（推薦団体の推薦候補者とされることの同意書）

第二十九条の四　法第二百一条の四第二項の規定による同意書は、別記第三十二号様式の四に準じて作成しなければならない。

（ポスターの掲示箇所）

第二十九条の五　法第二百一条の四第九項において準用する第百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

第五章　政党その他の政治団体等の選挙における政治活動

（申請書の様式）

第三十条　令第百二十九条の四の規定による申請書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。

（政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書）

第三十一条　法第二百一条の九第三項の規定による同意書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。

（政談演説会開催申出書の様式）

第三十一条の二　令第百二十九条の五第一項の規定による届出書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。

（ポスター並びに立札及び看板の類の掲示箇所）

第三十一条の三　法第二百一条の十一第六項において準用する法第百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

2　法第二百一条の十一第六項において準用する法第百四十五条第一項ただし書の規定により立札及び看板の類を掲示することのできるものは、法第十四章の三の規定による政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、緑地及び道路とする。

第六章　補則

（常時啓発事業委託費の目的外使用の禁止）

第三十二条　令第百三十四条第一項の規定によつて交付する常時啓発事業委託費（以下「委託費」という。）は、その目的外に使用してはならない。

（委託費に関する帳簿の整備等）

第三十三条　委託費の交付を受けたものは、帳簿を備え、委託を受けた選挙に関する常時啓発事業について、その収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保管して、使途を明らかにしておかなければならない。

2　委託費の交付を受けたものは、精算の結果委託費に剰余を生じたときは、すみやかに、その剰余額を国庫に返納しなければならない。

（選挙に関する常時啓発事業の実施に関する細目）

第三十四条　総務大臣又は中央選挙管理会が令第百三十三条の規定によつて委託すべき選挙に関する常時啓発事業の要目、委託費の交付に関する手続その他選挙に関する常時啓発事業の実施に関し必要な事項は、総務大臣又は中央選挙管理会が定める。

附　則　抄

1　この府令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

3　別記様式中投票用紙及び投票用封筒の候補者の氏名を記載する欄を表示する左書きの候補者氏名の記載は、当分の間、右書きとしてもさしつかえない。

附　則（昭和二六年三月一九日総理府令第九号）　抄

1　この府令は、昭和二十六年三月二十日から施行する。

附　則（昭和二七年八月一六日総理府令第五六号）　抄

1　この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

附　則（昭和二八年八月七日総理府令第四〇号）

この府令は、昭和二十八年九月一日以後において、選挙の期日が公示され、又は告示される選挙から施行する。

附　則（昭和二八年一二月二五日総理府令第八五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二九年一二月八日総理府令第八四号）　抄

1　この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和三〇年一月三一日総理府令第四号）　抄

1　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び別記第二十六号様式並びに第二十七号様式その二に係る改正部分は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和三〇年九月五日総理府令第四三号）　抄

1　この府令は、昭和三十年十一月一日から施行する。ただし、第三条の二及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三一年三月一五日総理府令第九号）　抄

1　この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八号）施行の日から施行する。

附　則（昭和三一年六月六日総理府令第四九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三一年一二月二八日総理府令第九二号）　抄

1　この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三二年四月二〇日総理府令第一九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三二年七月二九日総理府令第四三号）　抄

1　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附　則（昭和三三年四月二二日総理府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三四年三月二四日総理府令第一〇号）　抄

1　この府令は、昭和三十四年三月二十九日から施行する。

附　則（昭和三五年七月一日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三五年一〇月二二日自治省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三七年五月一〇日自治省令第七号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

附　則（昭和三七年八月一〇日自治省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三七年一二月二七日自治省令第二六号）　抄

1　この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附　則（昭和三八年一月二四日自治省令第一号）

この省令は、昭和三十八年二月十日から施行する。

附　則（昭和三八年四月一日自治省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三八年八月一日自治省令第二一号）

この省令は、昭和三十八年八月一日から施行し、この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附　則（昭和三八年一〇月三〇日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三九年八月二五日自治省令第二四号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定、第四条の二を第四条の三とする改正規定、第四条の三を第四条の四とする改正規定及び別記第四号様式の二の改正規定は昭和三十九年十月一日から、目次、第五条第二項、第八条の二及び第十条の改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第十七条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第九号様式の二の次に一様式を加える改正規定、別記第十一号様式（令第五十九条第三項の規定に基づいて交付する場合に限る。）の改正規定、別記第十三号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第二十五号様式の改正規定は昭和三十九年十二月一日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則（補充選挙人名簿の登録の申出及び指定船舶に乗船中の船員の不在者投票の特例に係る部分を除く。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十九年十月十日から適用する。

附　則（昭和三九年一二月一日自治省令第三一号）

この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年四月一日自治省令第一〇号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び別表第一の改正規定を除く。）は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和四十年五月一日から適用する。

附　則（昭和四〇年四月三〇日自治省令第一三号）　抄

1　この省令は、昭和四十年五月一日から施行する。

附　則（昭和四一年八月一七日自治省令第一九号）　抄

1　この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。

附　則（昭和四一年一〇月一日自治省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年三月二七日自治省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年五月二一日自治省令第一四号）

この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附　則（昭和四四年五月一六日自治省令第一四号）

この省令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附　則（昭和四四年八月二五日自治省令第二六号）

1　この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和四六年一月二三日自治省令第一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和四七年五月一〇日自治省令第九号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附　則（昭和四九年五月二二日自治省令第一六号）

1　この省令は、昭和四十九年六月一日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和四九年一二月二五日自治省令第四五号）

この省令は、昭和五十年一月二十日から施行する。

附　則（昭和五〇年九月二七日自治省令第二〇号）

この省令は、昭和五十年十月十四日から施行する。

附　則（昭和五二年五月二四日自治省令第一三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十二年六月一日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和五三年七月五日自治省令第一六号）

1　この省令は、昭和五十三年七月十五日から施行する。

2　改正後の別記第三十二号様式の二は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和五五年五月二四日自治省令第一三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和五六年四月二四日自治省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の七の次に一条を加える改正規定

及び別記第二十八号様式の八の次に一様式を加える改正規定は、昭和五十六年五月十八日から施行する。

附　則（昭和五七年九月二七日自治省令第二二号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五八年三月一一日自治省令第七号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日が公示され又は告示される選挙（次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。）について、適用する。

3　その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

4　その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙について前項の規定によりなお効力を有することとされるこの省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定を適用する場合においては、同規則第二条中「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）」とあるのは「公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法（以下「法」という。）」と、同規則第三条第一項中「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」とあるのは「公職選挙法施行令等の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第十六号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の公職選挙法施行令（以下「令」という。）」とする。

5　施行日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙についてこの省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第二十三号様式の六その二の規定を適用する場合においては、同様式の備考中「選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。

附　則（昭和五八年四月二六日自治省令第一五号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の七及び第二十八号様式の九その二の規定は、この省令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用する。

3　この省令の施行の日から公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）についての公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年自治省令第七号）附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の六及び第二十八号様式の八その二の規定の適用については、同規則別記第二十八号様式の六備考四及び第二十八号様式の八その二の（別紙）の備考一中「３円」とあるのは「４円」と、「１５０，０００円」とあるのは「２００，０００円」と、「２円」とあるのは「２円６７銭」とする。

4　この省令の施行の日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和六一年三月三一日自治省令第五号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（昭和六二年三月三日自治省令第三号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（昭和五十八年六月三日前にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用する。

3　昭和五十八年六月三日前にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙（施行日前に告示された選挙を除く。）について公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年自治省令第七号）附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則（以下「昭和五十八年改正前の規則」という。）の規定を適用する場合における昭和五十八年改正前の規則第七条第一項及び第二項並びに別記第九号様式の二及び第十一号様式の規定に定める事項については、これらの規定にかかわらず、当該事項について定める新規則第七条第一項及び第二項並びに別記第九号様式の二及び第十一号様式の規定の例による。この場合において、新規則別記第十一号様式の備考二中「備考四及び五」とあるのは「備考三及び四」と、「備考四に」とあるのは「備考二に」とする。

4　施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成元年四月一四日自治省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年六月二八日自治省令第二七号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成四年四月一日自治省令第一〇号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定（別表第二千葉県の項の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成四年一二月一六日自治省令第三一号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成六年一一月二五日自治省令第四一号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（新規則第十二条の九の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

3　施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙又は当該総選挙のすべての当選人について公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について、新規則別記第十六号様式の三、第十七号様式の四及び第十八号様式の四の規定を適用する場合においては、新規則別記第十六号様式の三備考中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならず、その場

合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。」とあるのは「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。」と、新規則別記第十七号様式の四備考及び第十八号様式の四備考中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。」とあるのは「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における政党その他の政治団体の得票総数の内訳を記載しなければならない。」とする。

4　施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について新法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までに、新法第八十六条の五第一項に規定する候補者の選定の手続を定めた政党その他の政治団体について同条の規定を適用する場合においては、新規則別記第十六号様式の三備考中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならない。」とあるのは「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数の内訳を記載しなければならない。」とする。

5　この省令の施行の日から平成七年二月二十八日までの間にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、新規則別記第十九号様式の三中「私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者となることができない者でないことを誓います。」とあるのは、「私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項又は第二百五十一条の二の規定により平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者となることができない者でないことを誓います。」とする。

附　則（平成七年三月一〇日自治省令第五号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十二月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙及び施行日以後公示日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成七年一二月二〇日自治省令第三六号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（衆議院議員の選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までにその期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年一月三〇日自治省令第一号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年三月三一日自治省令第一三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一一年一月一一日自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年一〇月一四日自治省令第三六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一一月一七日自治省令第四一号）

1　この省令は、平成十二年五月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（新規則別記第四号様式、第九号様式の二、第十三号様式の四及び第十三号様式の五、別表第一並びに別表第二の規定を除く。）は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその期日を公示される衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3　公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百五十四号）附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる不在者投票については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年二月九日自治省令第六号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年五月一七日自治省令第三四号）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記第三十二号様式の二備考一の改正規定及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条の二及び別記第二十七号様式の二から第二十七号様式の七までの規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

3　新規則別記第十六号様式の六及び第十九号様式の三の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

4　新規則別記第二十七号様式その二及びその九の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

5　新規則別記第三十二号様式の二の規定は、附則第一項ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年一二月二七日自治省令第五六号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その二に準じて調製された投票送信用紙は、施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の投票送信用紙として交付されたものに限り、第一条の規定による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その三に準じて調製された投票送信用紙とみなす。

附　則（平成一三年六月六日総務省令第八三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年三月三〇日総務省令第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

附　則（平成一五年一月六日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年二月三日総務省令第二八号）

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日総務省令第五五号）

1　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2　この省令施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定によって調製した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証明書、郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒並びに在外選挙人名簿、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書、在外選挙人証、在外選挙人証記載事項変更届出書、在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書、在外投票用封筒及び在外投票用の投票用紙等請求書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第一号様式、別記第二号様式、別記第十三号様式の四、別記第十三号様式の五、別記第十三号様式の六及び別記第十三号様式の七並びに在外選挙執行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附　則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中公職選挙法施行規則第十条の六第二項の改正規定及び同規則第十七条の二の改正規定　公布の日

二　第一条中公職選挙法施行規則別記第四号様式の三の改正規定　平成十五年八月二十五日

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三一号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一五年一二月二五日総務省令第一四四号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十七号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の六及び第十三号様式の七の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一六年四月二日総務省令第八二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一七年三月二八日総務省令第四三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年五月二三日総務省令第八五号）

1　この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十号様式の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一八年九月二九日総務省令第一一七号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一八年一〇月二七日総務省令第一二二号）　抄

1　この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

2　第一条による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新公職選挙法施行規則」という。）の規定（新公職選挙法施行規則第三条の二から第三条の五まで、第十条の七から第十条の九まで、第十条の十一、第十七条の二の二、別記第四号様式の二、第十三号様式の八から第十三号様式の十二まで、第十三号様式の十五及び第十三号様式の十六並びに別表第一から第三までの規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際、第一条による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八の規定によって作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書並びに第十三号様式の九の規定によって調製した投票送信用紙がある場合には、新公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八及び第十三号様式の九にかかわらず、これらの請求書等を使用することを妨げない。

附　則（平成一八年一二月二二日総務省令第一四九号）

1　この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年二月二三日総務省令第一四号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

の規定及び附則第四項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附　則（平成二〇年三月一九日総務省令第二六号）

1　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年四月一日総務省令第四一号）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二三年六月二九日総務省令第五八号）

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附　則（平成二四年四月九日総務省令第四一号）抄

1　この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

5　この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年二月二七日総務省令第八号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附　則（平成二五年五月二四日総務省令第六〇号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十号）の施行の日（平成二十五年五月二十六日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、平成二十五年五月二十六日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二六年七月一日総務省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）２３の改正規定及び同様式（記載要領）２４を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定　公布の日

附　則（平成二七年一〇月三〇日総務省令第九二号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年四月八日総務省令第四八号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年五月二日総務省令第五六号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第三十二号様式の二の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年五月二七日総務省令第六二号）抄

1　この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成二九年四月七日総務省令第三三号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の七の二、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成した選挙人名簿登録証明書交付申請書、第四号様式の二の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第十三号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十三号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

附　則（平成二九年五月三一日総務省令第四一号）

1　この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

2　第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号

様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。）が施行日前である選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。

4　縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年五月二三日総務省令第二九号）　抄

1　この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2　第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年一〇月二四日総務省令第五九号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式の七及び別記第十三号様式の七の三の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年一二月二一日総務省令第六八号）

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙から適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和元年五月三一日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年五月三一日総務省令第一三号）

1　この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年八月一二日総務省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

附　則（令和二年九月一六日総務省令第八八号）

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則別記第十六号様式の六、別記第十七号様式の七及び別記第十八号様式の八の改正規定については、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一一月一六日総務省令第一〇一号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日総務省令第一三二号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附　則（令和四年四月六日総務省令第三二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和四年一二月二三日総務省令第八一号）

（施行期日）

1　この省令は、令和五年三月一日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

別記

第一号様式（選挙人名簿等の様式）（第一条関係）

別記第一号様式(選挙人名簿等の様式)(第一条関係)

その一

住所	ふりがな 氏名	生年月日	性別

登録	年　月　日	住民票作成日 転入届出日	年　月　日	投票区		
表示・表示の消除 （理由及びその年月日）	年　月　日 年　月　日	備考				
抹消 （理由及びその年月日）	年　月　日					市(区)町(村) 選挙管理 委員会印

備考

1　表示・表示の消除の欄には、それぞれの該当者について、次の事項を記載しなければならない。

(1)　住所移転者については、その旨及び移転年月日並びに移転元の都道府県名

(2)　選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間

2　法第21条第3項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

3　抹消の欄には、それぞれの該当者について、法第35条の該当事項を記載しなければならない。

4　令第18条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したときまたは令第39条の3第4項の規定により被選挙権喪失証明書を交付したときまたは令第39条の3の2第4項若しくは第5項の規定による記載をしたときは備考欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第39条の7第2項の規定により再極選挙人証を交付したときは備考欄にその旨、交付年月日及び有効期間を、同条第3項の規定により再極選挙人証の返付を受けたときは備考欄にその旨及び返付年月日を記載しなければならない。

5　選挙管理委員会の印は、割印にしても差し支えない。

第二号様式（選挙人名簿の抄本等の様式）（第一条関係）

第二号様式(選挙人名簿の抄本等の様式)(第一条関係)

住所	ふりがな 氏名	生年月日	性別	備考

備考

1 法第27条の規定により選挙人名簿に表示若しくは訂正等をしたとき、法第28条の規定により選挙人名簿から抹消をしたときは令第16条の規定により表示の消除をしたときは、備考欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。

2 令第16条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したときまたは令第59条のうち第4項または令第59条のの2第4項または令第59条のの2第4項若しくは第5項の規定による記載をしたときは備考欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第59条の第2項の規定により南極選挙人証を交付したときは備考欄にその旨、交付年月日及び有効期間を、同条第3項の規定により南極選挙人証の返付を受けたときは備考欄にその旨及び返付年月日を記載しなければならない。

3 抹本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抹本を用いる場合には、この限りでない。

選挙人名簿の抄本 都(道府県)郡(市)区)町(村)　投票区	縦覧期間等 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日

4 抹本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抹本を用いる場合には、この限りでない。

この選挙人名簿の抄本は、　　年　　月　　日現在において
選挙人名簿に基づいて調製したものである。
市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　　㊞

第三号様式　削除

第四号様式（選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第三条関係）

第四号様式(選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式)(第三条関係)

選挙人名簿登録証明書交付申請

公職選挙法施行令第十六条の二の規定により選挙人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

選挙人名簿に記載されている住所
氏名年月日

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　　名あて

氏　　名

出行者数

船員名簿(船員法による船員名簿に相当するものをいう。)に記載されている者の氏名

備考

一　氏名欄には、必ず自署すること。

二　船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者(船員法第9条の規定により船舶所有者に関する権限を委任された者を含む。)とする。

第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）

第四号様式の二(選挙人名簿登録証明書の様式)(第三条関係)

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載されている住所
氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)
選挙管理委員会委員長　氏
名　㊞

選挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何選挙	何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考

1 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。

2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

備考

1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2 令第53条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3 令第53条又は第54条の規定により記入する場合には、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4 令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5 令第59条の6の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

7 南極調査員について

①令第35条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記載するものとする。

②令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊員への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

③令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第四号様式のニのニ（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の二関係）

第四号様式のニのニ(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)(第三条の二関係)

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者　氏名　(印)
住所
(電話番号)

下記のとおり、に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や閲覧の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備　考	

備考　この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出者の様式である。

その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者　氏名　(印)
住所
(電話番号)
(申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や閲覧の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨を記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 公職選挙法第[illegible]条の[illegible]の[illegible]の[illegible]の規定による名簿登録の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別紙申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出をする □　する □　しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別紙申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出をする □　する □　しない
備　考	(部付番号について記載すること。規則第[illegible]条の[illegible]項の規定により同項第[illegible]号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の提付を要する場合には、その旨及びこの規定による申出書その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考
1　この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
2　上記の欄8及び10中の別紙申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

その三

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者　氏名　(印)
住所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏　名	住　所

その四

承認法人に関する申出書

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者
政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名　(印)
主たる事務所の所在地
(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や閲覧の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

第四号様式のニの三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の三関係）

第四号様式のニの三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の三関係）

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者　氏名　　(印)

住所

（電話番号）

（申出者が団体の職員である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1. 活動の内容	（政治・選挙に関する統計調査、世論調査、学術研究）（できる限り具体的に記載すること。）
2. 閲覧事項の利用の目的	
3. 閲覧者の氏名及び住所	（申出者が団又は地方公共団体の職員である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。）
4. 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や複製の時期、方法等について具体的に記載すること。）
5. 閲覧対象者の範囲	
6. 調査研究の責任者の住所及び氏名	（申出者が団又は地方公共団体の職員である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。）
7. 調査研究の成果の取扱い	（公表の時期、方法等について具体的に記載すること。）
8. 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が団又は地方公共団体の職員である場合には当せつ閲覧者が当該団又は地方公共団体の職員である旨を、申出者が法人である場合には当せつ閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。）
9. 法人閲覧事項取扱者の範囲	（申出者が法人である場合に記載すること。）
10. 個人閲覧事項取扱者の指定	（申出者が法人である場合に記載すること。） 別紙申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を　□ する　　□ しない
11. 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が団又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地を記載すること。）
備　　考	（印付番類について記載すること。）

備考

1　この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2　上記の欄中10の別紙申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。

その二

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　殿

申出者　氏名　　(印)

住所

（電話番号）

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏　名	住　所

第四号様式のニの三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）

第四号様式の二（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）

証　明　書

住所　都（何道何府県）何郡（市）（区）何町（村）字何番地

氏名

本の者は、何年何月何日　都（何道何府県）何郡（市）（区）何町（村）字何番地から当該選挙管理委員会の区域内の本市（区）（町）（村）に住所を移し、引き続き何年何月何日住所を有したことを証明する。

何年　月　日

都（何道何府県）何郡（市）（区）何町（村）

氏名　　印

第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）

第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）

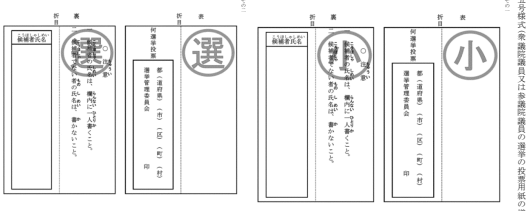

備考

一　様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

二　様式その一から様式その四までは、外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　様式その一から様式その四までは、色の異なる用紙を使用しなければならない。

四　様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。

五　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

六　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

七　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）（第五条関係）

備考

一　様式その一は衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

四　投票用紙には、投票用紙を交付する市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。この場合において、市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

五　市区町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙に当該選挙の種類を記載して交付しなければならない。

六　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第七号様式（投票箱の様式）（第六条関係）

第七号様式（投票箱の様式）（第六条関係）

外からの錠は、金具などがつけられていること。

第八号様式（点字投票である旨の表示の様式）（第七条関係）

第八号様式（点字投票である旨の表示の様式）（第七条関係）

備考　この表示は、投票箱前面に容易に見えるような方法によつてしなければならない。

第九号様式（仮投票用封筒の様式）（第八条関係）

第九号様式（仮投票用封筒の様式）（第八条関係）

備考　用紙には、あらかじめ封筒に左の内容を押印又は印刷しておき、各投票所における投票所名を記入し、これに代えても用いることができない。

一　表面の表示は、仮投票を受理する選挙管理委員会の名称を記入し、その下に「仮投票」と朱書する。

二　裏面の表示は、投票所を管理する選挙管理委員会の名称を記入し、その下に「仮投票」と朱書する。ただし、二以上の選挙管理委員会を設けない場合又は二以上の事務を一の選挙管理委員会が管理する場合においては、前記の「仮投票」の朱書に代えて、「都道府県知事」、「区長」、「市長」、「町長」、「村長」、「選挙管理委員会」の文字を適当に朱書する。

三　「都道府県知事」、「区長」、「市長」、「町長」、「村長」、「選挙管理委員会」の文字は、第六号様式（投票箱の様式）第一項第一号の投票箱の甲の表面に記載してあるものと同一の様式とすること。

四　「投票所を管理する選挙管理委員会印」の文字は、第六号様式（投票箱の様式）第一項第一号の投票箱の甲の表面に記載してあるものと同一の様式とすること。

五　「投票所」、「（投票記載人氏名）」の文字は、第六号様式（投票箱の様式）第一項第一号の投票箱の甲の表面に記載してあるものと同一の様式とすること。

第九号様式の二（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第八条の二関係）

第九号様式の二（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第八条の二関係）

第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）

期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書

宣 誓 書

私は、次記事由により、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当するものです。

○ 出張、疾病、傷病負等、監獄等収容の事由に該当
○ 出産、疾病、傷病負等、監獄等収容の事由に該当
○ 天災等の事由により、期日前投票所に行くことが困難又は投票所に行くことが困難
○ 交通途絶及び交通ストライキ
○ 公職選挙法第52条の2の事由
○ 天災及び疾病による不在者投票の事由

上記は、誠実であることを誓います。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　生年月日

職　業　　印

（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する事由）

第十一号様式（令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第十条関係）

第十二号様式（不在者投票証明書の様式）（第十条関係）

第十二号様式（不在者投票証明書の様式）（第十条関係）

第十三号様式（不在者投票証明書用封筒の様式）（第十条関係）

第十三号様式の不在者投票証明書用封筒の様式（第十条関係）

表

注意　この封筒には、開かずそのままの不在者投票事務者に提出してください。

選挙人　氏　名

不在者投票証明書　在中

裏

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長

氏　名　印

備考　封かの箇所には、市（区）町村選挙管理委員長の印をおさなければならない。

第十三号様式の二及び第十三号様式の三　削除

第十三号様式の四（郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

第十三号様式の四（郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三の規定によつて郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日　　氏　名

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長氏名あて

添付書類

身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

備考　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

第十三号様式の四の二（令第五十九条の三の二第二項の規定による申請と併せて行う場合の郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

第十三号様式の四の二（令第五十九条の三の二第二項の規定による申請と併せて行う場合の郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三及び第五十九条の三の二の規定によつて、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日　　氏　名

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　名　あて

添付書類

一　令第五十九条の三第二項の書類　身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の二第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

二　令第五十九条の三の二第三項の書類　身体障害者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

第十三号様式の五（郵便等投票証明書の様式）（第十条の三関係）

第十三号様式の五（郵便等投票証明書の様式）（第十条の三関係）

その一

郵　便　等　投　票　証　明　書

選挙人名簿に記載されている住所

氏　　名

有効期間　何年何月何日から

何年何月何日まで

上記の者は、公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　名　㊞

備考

1　この様式は、法第49条第2項に規定する選挙人で同条第3項に規定する選挙人でないものに係る郵便等投票証明書の様式である。

2　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

裏

代理記載人となるべき者の氏名	届出年月日（変更年月日）	選挙管理委員会委員長の印
備考		

表

（法第四十九条第三項）

郵便等投票証明書

選挙人名簿に記載されている住所

氏　　名

有効期間　何年何月何日から
何年何月何日まで

上記の者は、公職選挙法第49条第2項及び第3項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。

何市(区)(町)
(村)選挙管理
委員会委員長　氏　名　㊞

備考

1　この様式は、法第49条第3項に規定する選挙人に係る郵便等投票証明書の様式である。

2　用紙は左から二と上部の罫線を用いなければならない。

3　令第59条の3の1第1項の規定による届出があったときは、裏面に届け出られた代理記載人となるべき者の氏名及び届出（変更）の年月日を記載するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

4　令第59条の3の2第項の規定によって記載をする場合においては、裏面の備考欄に法第49条第3項に規定する選挙人に該当しなくなった旨及びその年月日を記載するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第十三号様式の五の二（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第十条の三の二関係）

第十三号様式の五の二（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第十条の三の二関係）

公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三の二の規定によつて郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日　　氏　名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　名　あて

添付書類

一　郵便等投票証明書

二　身体障害者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は機構病者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

第十三号様式の五の三（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつた旨の届出書の様式）（第十条の三の二関係）

第十三号様式の五の三（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつた旨の届出書の様式）（第十条の三の二関係）

公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつた旨の届出書

私は、何年何月何日に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつたので、公職選挙法施行令第五十九条の三の二第五項の規定により郵便等投票証明書を添えて届け出ます。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日　　氏　名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　名　あて

第十三号様式の五の四（代理記載人となるべき者の届出書の様式）（第十条の三の三関係）

第十三号様式の五の四（代理記載人となるべき者の届出書の様式）（第十条の三の三関係）

代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となるべき者

住所　都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏　　名

何年何月何日生

右のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日　　氏　　名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　名　あて

添付書類

一　郵便等投票証明書

二　代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

第十三号様式の五の五（代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書の様式）（第十条の三の三関係）

第十三号様式の五の五（代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書の様式）（第十条の三の三関係）

同意書及び宣誓書

私は、選挙人何々の代理記載人となることに同意します。

また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏名

備考　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

第十三号様式の六（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の四関係）

請求書

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙区において、次の理由による郵便等による不在者投票をおこなうので、同法第四十九条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

何年何月何日　都（何道府県）何郡（市）区（何町）村（何字）何番地

氏名

備考

一　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

二　投票用紙等は現在する場所に郵便等により送られるので、明確に記載すること。

三　郵便等投票証明書を必ず提示すること。

四　郵便等代理投票の場合の機長又は長の署名において、公職選挙法第五十七条の四第一項の申請をする場合は、通知人欄に「投票代理」と記載すること。

第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）

表

郵便等投票証明書

（郵便等による不在者投票）

（外封筒）

投票記載場所　都（何道府県）何郡（市）区（何町）村（何番地）

右の者は、投票日（何年何月何日）において自分の投票をいたしました。

投票者　氏名

注意　投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

郵便（道府県）第（区）第（郡）第（市）第（区）第（町）第（村）第

印

第十三号様式の七の二（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の五の三関係）

第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）

第十三号様式の八（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

第十三号様式の八の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

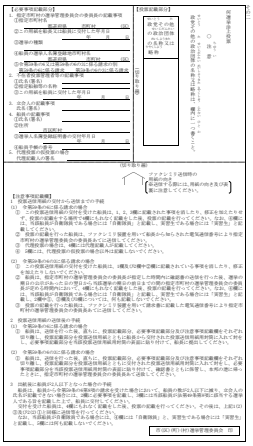

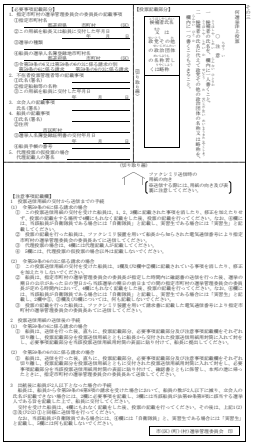

備考

一　投票区投票紙は英字の方法による記載としても差支えないが、投票記載方式（記載事項の記載方法の基本）には何人も知り得ないこと。

二　様式その一は衆議院議員選挙区選出議員、様式その二は参議院議員選挙区選出議員の選挙の投票区投票紙の様式である。様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票区投票紙の様式である。

三　投票区投票紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

四　投票区投票紙に関する一切の事務は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の選挙管理委員会がもつて当たるものとする。

五　この様式に定めるところにより、投票区投票紙に記載することが出来るものとされた事項以外の事項を記載してはならない。

六　投票記載方法に選挙の種類を記載する際には、衆議院議員選挙（一　参議院議員選挙（二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（百九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（二百九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（三百九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（四百九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百二十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百三十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百四十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百五十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百六十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百七十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百八十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（五百九十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十四　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十五　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十六　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百十九　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百二十　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（六百二十一　地方公共団体

の不在者投票における確認書の様式）（第十条の七関係）

第十三号様式のちの二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式（第十条の七関係）

【必要事項記載欄分】
1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
①指定市町村名
　　都道府県　　市町村　　（区）
②船員手帳の番号
※書面送付又は郵送の場合は、選挙人名簿登録証明書の交付年月日を記載するとともに、投票開始で3日前には「投票開始」と、実施日である場合には「実施日」と記載すること。

何選挙管理委員会　確認書

確認用

（切り取り線）

2. 船員の記載事項
①氏名（署名）
②記載した日時
　　年　月　日　時　分

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き
※送信する際には、用紙の向きを逆にして送ってください。

【注意事項記載欄】
1. この確認書の交付を受けた船員は、1欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
2. 船員は、2欄にもれなく記載した後、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内に、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員あてに送信してください。
3. 送信後は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けてください。
4. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けた後、投票送信用紙を用いた投票を行ってください。

市（区）（町）村選挙管理委員会　印

備考

一　確認書は片面印刷の方式にて調製しなければならない。

二　確認書の大きさは、日本産業規格A4とする。

三　確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えて表記することができる。

四　正に行為をなすことができる方法で確認書を印刷することができる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、文字のみをもつて、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を表記することにしてもさしつかえない。

五　確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

第十三号様式の十（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の七関係）

第十三号様式のと（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式（第十条の七関係）

表

注意　投票送信用紙の必要事項記載欄分とは、わけてください。

裏

市（区）町（村）
選挙管理委員会
印

備考

一　投票送信用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式のちの選挙人名簿登録証明書の交付年月日を記載するとともに、投票開始で3日前には「投票開始」と、実施日である場合には「実施日」と記載すること。

二　投票送信用封筒の投票記載欄分を入れた後において外部から文字を表記することのできない糊貼りでなければならない。

第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の八関係）

第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式（第十条の八関係）

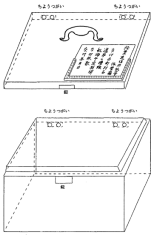

第十三号様式の十二（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の八関係）

第十三号様式の十二（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の八関係）

第十三号様式の十三（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第十条の九関係）

第十三号様式の十三（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第十条の九関係）

備考

1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。

2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。

3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の規格及び構造を有するものでなければならない。

4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の候補者氏名を記載する欄、政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄又は候補者氏名若しくは政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。

5 受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

6 不正行為を防止することができる方法で受信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

第十三号様式の十四（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十関係）

第十三号様式の十四（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十関係）

備考 一 投票用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の九の事項及びこれに準ずる。

二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を付けなければならない。

第十三号様式の十五（南極選挙人証交付申請書の様式）（第十条の十一関係）

第十三号様式の十五（南極選挙人証交付申請書の様式）（第十条の十一関係）

南極選挙人証交付申請書

公職選挙法施行令第五十五条の二の規定によつて南極選挙人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

年　月　日

何市（区）町（村）選挙管理委員会委員長　殿

氏　名

記載事項

公職選挙法施行令第五十五条第七項に規定する南極投票調査員簿に載ある選挙人であることを証する書面（南極投票調査員簿の記載のあるもの）

備考 記載事項の欄には、必ず自署すること。

第十三号様式の十六（南極選挙人証の様式）（第十条の十一関係）

第十三号様式の十六（南極選挙人証の様式）（第十条の十一関係）

南極選挙人証

選挙人名簿に記載されている住所
氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）
選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

選挙	選挙期日	令第13条の規定による投票用紙の交付	令第13条のその規定による投票用紙の交付	令第13条のその規定による投票送信用紙の交付	南極地域調査員に対する交付	不在者投票用紙の送達	投票送信用紙の送達	通常の投票
南極回帰線以南の地域選挙人（第何回南極選挙）	何年何月何日	何郡何町（村）（区）何町（村）交付	何郡何町（村）（区）何町（村）交付	交付	交付	交付	交付	交付

備考　この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日（何年何月何日）までとする。

備　考

1　用紙はなるべく上質の用紙を用いなければならない。

2　令第13条第3項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第13条第4項の規定によつて記入する場合においては、「令第13条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第13条の第3項において準用する令第13条の第4項の規定によつて記入する場合においては、「陸長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第13条の第5項において準用する令第13条の第4項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の送達」欄に「交付」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第十三号様式の十七（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の十二関係）

第十三号様式の十七（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の十二関係）

請求書

選挙人名簿に記載されている住所

都（市）区町村

選挙人名簿

生年月日

職

備考

南極地域調査員に選ばれ、南極地域に赴くに当たつては、南極地域調査員からの何年何月何日、南極地域に赴くに当たつては、何年何月何日、南極地域に赴くに当たつては、何年何月何日、南極地域に赴くに当たつては、

備考

一　投票送信用紙は洋紙の方式による調製したければならない。

二　表題は議員の選挙の投票送信用紙（第十条の十三第一項に規定する議員の選挙の投票送信用紙をいう。）であり、様式その二は参議院比例代表選出議員の投票送信用紙であり、様式その三は参議院選挙区選出議員の投票送信用紙であり、様式その四は南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところによりこれを表示する。

四　投票送信用紙に付すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村名を表示するものとする。

五　王印を為さる印をもつてこれに代えることができるものとする。

六　投票送信用紙に印刷すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印と異なるものであつてはならない。

七　投票送信用紙の表面に、議員の選挙（第十条の十三第一項に規定する議員の選挙をいう。）の種別を表示する事項を記載しなければならない。

八　南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の交付に当たつては、当該投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

第十三号様式の十九（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の十三関係）

第十三号様式の十九　南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式（第十条の十三関係）

備考

一　投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の十八の備考四及び五に準ずる。

二　投票送信用紙用封筒の投票送信用紙記載部分を入れた場合において表から文字を透視することのできない紙質のものを使用しなければならない。

第十三号様式の二十（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の十四関係）

第十三号様式の二十　南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式（第十条の十四関係）

第十三号様式の二十一（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の十四関係）

第十三号様式の二十二（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第十条の十五関係）

第十三号様式の二十三（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十六関係）

第十四号様式（立会人となるべき者の届出書の様式）（第十一条関係）

第十五号様式（立会人となることの承諾書の様式）（第十一条関係）

第十五号様式（立会人となることの承諾書の様式）（第十一条関係）

承　諾　書

何年何月何日執行の何選挙における開票（選挙）立会人となるべきことを承諾しま
す。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地　氏
名

候補者　氏　名（政党その他の政治団体の名称　代表者　氏名）あて

第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

政党その他の政治団体の候補者の届出書

名　称	
本部の所在地	都（道）府（県）何郡（市）何町（村）字何番地
代表者の氏名	氏　名（ふりがな）
代表者のファイナンス等のアドレス	
候補者二名の氏名	氏　名（ふりがな）　性別
本　籍	都（道）府（県）何郡（市）何町（村）字何番地
住　所	都（道）府（県）何郡（市）何町（村）字何番地（居住地）
生年月日	何年何月何日
職　業	何々
候補者のファイナンス等のアドレス	
備　考	何年何月何日付届出、候補者の確認日
	同時に届出された衆議院比例代表選挙区における衆議院小選挙区選挙の候補者

第十六号様式の二（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の二（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条関係）

候補者届出要件該当確認書等

本政党その他の政治団体は、次頁以下の衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおりを人口比率に応じて、公職選挙法第八十六条第一項第一号に
規定する公示日までに、

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏
名

記

氏　名			
衆議院議員又は参議院議員の別			
選挙区			
選挙区の区分			
選挙区の区分の番号			
備　考			

備考　一　「選挙区」の欄には、衆議院議員の選挙区の区分の番号を記載しなければならない。
二　公職選挙法第八十六条の二第一項の規定により、「候補者」の欄に、「比例代表」と記載しなければならない。
三　衆議院議員の選挙区の区分の番号又は「比例代表」と記載されたものについては、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名が記載されていることを政党その他の政治団体の代表者が証明する書面（三通）を添付しなければならない。

第十六号様式の三（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の三（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条関係）

候補者届出要件該当確認書等

名　称	
本部の所在地	
代表者の氏名	氏　名（ふりがな）
代表者のファイナンス等のアドレス	
候補者二名の氏名	氏　名（ふりがな）　性別
本　籍	都（道）府（県）何郡（市）何町（村）字何番地
住　所	都（道）府（県）何郡（市）何町（村）字何番地（居住地）
生年月日	何年何月何日
職　業	何々
候補者のファイナンス等のアドレス	
備　考	何年何月何日付届出、候補者の確認日
	同時に届出された衆議院比例代表選挙区における衆議院小選挙区選挙の候補者

右の候補者届出書の内容が候補者となるべき者の届出であること
何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏
名

附　付　書　類

一	政党その他の政治団体の規約
二	候補者の推薦団体であることを証する書面
三	候補者の推薦団体であることについての証明書
四	候補者が衆議院議員又は参議院議員であることを証する書面
五	候補者がこれらの者の推薦を受けていない者であることを証する書面
六	候補者がこれらの者の推薦を受けていない者であることについての宣誓書
七	候補者がこれらの者の推薦を受けていない者であることを証する書面
八	候補者の戸籍謄本又は抄本
備考	一　「名称」の欄には、「選挙の期日現在の衆議院議員」と記載しなければならない。
	二　「職業」の欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることのできない職にあるものについては、その職名を記載しなければならない。
	三　ばつ、のウェブサイト等のアドレス「欄には、選挙運動のために閲覧できる電子情報を公開するために利用するこのウェブサイト等のアドレスを記載することのできるもの。
	四　「同時に届出された衆議院比例代表選挙区における衆議院小選挙区選挙の候補者」の欄には、「なし」と記載しなければならない。
	五　「住所」の欄には、本籍地のない者については、居所を記載しなければならない。
	六　「政党その他の政治団体の代表者の氏名」の欄には、「なし」と記載しなければならない。
	七　「附付書類」の欄には、公職選挙法第八十六条第三項第一号に規定する要件該当確認書等の提出を要する場合には、第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号の書類のうちいずれか一通を提出しなければならない。ただし、政党その他の政治団体の代表者及び八の書類のうちいずれか一通を提出しなければならない。
	八　「政党その他の政治団体の代表者の氏名」の欄には、「なし」と記載しなければならない。
	九　「附付書類」の欄には、公職選挙法第八十六条第三項第一号に規定する要件該当確認書等の提出を要する場合には、第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号の書類のうちいずれか一通を提出しなければならない。ただし、政党その他の政治団体の代表者及び八の書類のうちいずれか一通を提出しなければならない。
	十　「候補者の推薦団体」の欄には、「なし」と記載しなければならない。

（公印省略）

宋　詞　書

何年何月何日に執行される衆議院議員選挙において、何政党政治団体に所属する衆議院議員候補者として、何選挙区選出議員候補者に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員小選挙区選出議員候補者

氏　　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　　名　あて

（公印省略）

宣　誓　書

何年何月何日に執行される衆議院議員選挙において、公職選挙法第九十六条の二第二項の規定により、何政党その他の政治団体に所属する衆議院議員候補者として、何選挙区選出議員候補者に記載されることから、本政党その他の政治団体の推薦を受けようとする者の二人を超えないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏

名

第十六号様式の三（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条、第十二条の九関係）

第十六号様式の三（公職選挙法施行規則第四条第二項第一号の様式）（第十二条の九関係）

何年何月何日に執行される衆議院議員選挙における候補者届出要件該当確認書等

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏

名

（内容）

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
例		

備考　衆議院議員の選挙区における候補者届出政党等（公職選挙法第八十六条第二項に規定する候補者届出政党等をいう。）の得票数の内訳を記載する場合には、公職の候補者届出政党等の得票数を記載するものとし、当該政党等の得票数を記載する場合には、当該政党等の所属する衆議院議員の選挙区における候補者届出政党等の得票数を記載しなければならない。衆議院議員の選挙区における候補者届出政党等の得票数を記載する場合には、当該政党等の得票数を記載しなければならない。衆議院議員の選挙区における候補者届出政党等の得票数を記載する場合には、当該政党等の得票数を記載しなければならない。

第十六号様式の四（候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の四（公職選挙法施行規則第四条の二第二項の宣誓書の様式）（第十二条関係）

宣　誓　書

本政党その他の政治団体は、何年何月何日執行の何選挙区における何選挙区において、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏

名

第十六号様式の五（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の五（公職選挙法施行規則第四条の三第二項の同意書の様式）（第十二条関係）

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙区において、何政党その他の政治団体の届出に係る候補者となることに同意します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　　名　あて

候補者届出政党その他の政治団体の名称　氏　　名

第十六号様式の六（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の六（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の七（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の七（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

何年何月何日生

何都道府県　氏　　名　㊞

備考　一　氏名は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二十条第二項に規定する戸籍の筆頭に記載された氏名を記載すること。

二　二つのウェブサイトを用いて、選挙運動のために使用するウェブページを開設するために利用するウェブサイトを用いてドメインを記載することができる。

三　推薦届出者を本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出をもつて、ただし、推薦届出者本人が証明書の交付を行つたことを明らかにする場合にあつては、この限りではない。

第十六号様式の十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体に関する文書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体に関する文書の様式）（第十二条関係）

私は、何政党又は何団体に所属する者であります。

何年何月何日

都道府県知事（何総合振興局長）殿

氏　　名

第十六号様式の十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体の証明書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体の証明書の様式）（第十二条関係）

所属証明書

氏　　名

住　　所　都道府県知事（何総合振興局長）殿

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

何年何月何日

政党又は政治団体名

代表者又は代理人　職名及び氏名　㊞

第十六号様式の十二（候補者の推薦届出の承諾書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

第十六号様式の十二（候補者の推薦届出の承諾書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

何年何月何日執行の何議会の何議員選挙における候補者となることを承諾します。

何年何月何日

都道府県知事（何総合振興局長）殿

推薦届出者　氏　　名　㊞

第十六号様式の十三（選挙人名簿登録証明書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

第十六号様式の十三（選挙人名簿登録証明書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

氏　　名

住　　所　　都（何道何郡）何郡（市）何町（村）字何町何番地

右の者は、本年（区）町（村）において何年何月何日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）町（村）長

選挙管理委員会委員長　　氏　　名　　印

第十六号様式の十四（候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の十四（候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十二条関係）

候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出書

何年何月何日付の衆議院の議員の選挙区における公示の候補者届出政党に所属する者でなくなつたので、届出します。

何年何月何日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者　氏　　名

何選挙区　氏　　名　あて

記

候補者の氏名	届出事由

備考

一　（記載事項）欄には、政党、衆議院（その他の議会を含む。）の名称を記載しなければならない。

二　候補者の氏名（候補者届出政党の党首または代表者）の欄には、その氏名（ふりがな）を記載しなければならない。

三　日本国籍を有しない者または日本国籍を有しない者（日本国籍を有しない者にあつては、その代理人）が届出を行つた場合にあつては、候補者の氏名の欄の次に、その国籍を記載しなければならない。

第十六号様式の十五（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の十五（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

本候補者（候補者）に所属する者の除名の手続については、左記のとおりです。

何年何月何日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者　氏　　名

何選挙区　氏　　名　あて

記

除名の年月日	除名の理由

何年何月何日付の衆議院の議員の選挙における公示の候補者の除名の手続については、何年何月何日付の選挙の管理執行の責任者に対されたことを届います。

何年何月何日

候補者の氏名

第十六号様式の十六（候補者の届出の取下げの届出書の様式）（第十二条関係）

第十六号様式の十六（候補者の届出の取下げの届出書の様式）（第十二条関係）

候補者の届出政党の名称

候補者の氏名	届出年月日

右のとおり何年何月何日付の何選挙区における候補者の取下げの届出をします。

何年何月何日

候補者の所在地

本部の所在地

代表者　氏　　名

何選挙区　氏　　名　あて

備考　（記載の順序）氏名欄には、届出の場合にあつては衆議院議員（参議院議員）の選挙区における候補者の氏名を記載しなければならない。

日本国籍を有しない者または日本国籍を有しない者（日本国籍を有しない者にあつては、その代理人）が届出を行つた場合にあつては、候補者の氏名の欄の次に、その国籍を記載しなければならない。ただし、候補者の政党その他の代表者が届出を行つた場合にあつては、その国籍を記載しないことができる。

第十六号様式の十七（候補者辞退届出書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

第十六号様式の十七（候補者辞退届出書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

候補者　氏　　名

事　由　何　何月何日付届出の何議員の何議選挙区選挙区における議員選挙に立候補することを辞することを届け出ます。

何年何月何日

何議選挙管理委員会

何議選挙長　氏　　名　あて

備考　候補者本人が届出の場合にあつては本人自筆署名の他ゴム印等を用いない自筆による署名とし、代理人が届出の場合にあつては代理人の署名とし、ただし、候補者本人が署名その他の自筆による署名ができない場合はこの限りでない。

第十六号様式の十八（政党その他の政治団体の届出に係る候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

第十六号様式の十八（政党その他の政治団体の届出に係る候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

通称認定申請書

候補者　ふりがな
氏　　名
ふりがな
呼称　何
ふりがな

何年何月何日執行の何議選挙の何議選区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定によりその呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　　名

何議選挙長　氏　　名　あて

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証する記録その他の資料を提出しなければならない。

第十六号様式の十九（政党その他の政治団体の届出に係る通称認定申請の候補者の承諾書の様式）（第十二条の二関係）

第十六号様式の十九（政党その他の政治団体の届出に係る通称認定申請の候補者の承諾書の様式）（第十二条の二関係）

承　諾　書

候補者　ふりがな
氏　　名
ふりがな
呼称　何
ふりがな

何年何月何日執行の何議選挙の何議選区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定によりその呼称を通称として申請することを承諾します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　　名　あて

都道府県名何郡市区何町村字何丁目何番地
氏　　名

第十六号様式の二十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

第十六号様式の二十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

通称認定申請書

候補者　ふりがな
氏　　名
ふりがな
呼称　何
ふりがな

何年何月何日執行の何議選挙の何議選区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項において準用する同条第八項の規定によりその呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

何議選挙長　氏　　名　あて

都道府県名何郡市区何町村字何丁目何番地
氏　　名

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証する記録その他の資料を提出しなければならない。

第十六号様式の二十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の二関係）

第十六号様式の二十一（第二条関係）

通称認定書

何年何月何日付届出の職務等に関する通称の使用に当たり申請があった通称のことについては、次の理由により、通称として認定する。

候補者　氏名　ふりがな　　印

呼称　何年何月何日

政党その他の政治団体の名称　代表者の氏名　あて

何選挙区　氏　名　印

呼称は、通称として認定する。

何年何月何日

候補者　氏名　ふりがな　　印

呼称　何年何月何日

何選挙区　氏　名　印

備考　候補者の氏名　あて　は候補者届出書の選挙区等に対する記載の場合の様式であり、様式の二（注候補者）候補者届出政党の届出に係るものを除く。

第十七号様式（第十二条の三関係）

第十七号様式（衆議院名簿の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式（衆議院名簿の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿届出による候補者の届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）		一の略称（20字以内）	（ふりがな）
候補者の氏名及び生年月日となるべき順位				
順位	氏名（ふりがな）	生年月日	順位	氏名（ふりがな）
選挙	何年何月何日執行　衆議院の比例代表			
添付書類	1　政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書 2　政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 3　衆議院名簿届出書提出者承認届書 4　衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書 5　候補者となることの同意書 6　候補者となることができない者でない旨の宣誓書 7　衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 8　供託証明書 9　衆議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本			
備考				

上記のとおり関係書類を添えて衆議院名簿の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

備考

1　法第86条の2第2項ただし書の規定により同条第2項又は令第86条の3第2項第1号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の確認がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の二（政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の二（政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書の様式）（第十二条の三関係）

政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）		一の略称（20字以内）	（ふりがな）
本部の所在地	（〒　） （電話　）			
代表者の氏名	（ふりがな）			
一のウェブサイト等のアドレス				
衆議院名簿登載者				
衆議院名簿上の順位	氏名（ふりがな）	性別	本籍	住所
			都（道府県）市（区）町（村）字（番地）（号） 同番地	都（道府県）市（区）町（村）字（番地）（号） 同番地

生年月日	職業	一のウェブサイト等のアドレス	衆議院議員を務めることができない職にあるかどうかの区分	結党に伴われる衆議院の選挙区選出議員の選挙区（参議院議員の選挙区を含む。）において公職選挙法第86条第1項ただし書の規定による届出をしようとする者の氏名
何年何月何日 （年齢）	例：			

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

備考

1　「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

2　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を掲示するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

第十七号様式の三（衆議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の三（衆議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条の2第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

1　「選挙区」欄には、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

2　令第86条の4第2項の場合には、「備考」欄に「衆議員」と記載しなければならない。

3　所属する衆議院議員又は参議院議員として衆議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び令第86条の4第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないことときされる者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

（添付書類1）

承諾書

何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙の何選挙区において、何政党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として衆議院名簿届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員（参議院議員）（選挙区）
氏　　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　名　あて

備考　「選挙区」欄には、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類2）

宣　誓　書

何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第86条の4第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を衆議院名簿届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

第十七号様式の四（衆議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の三、第十二条の十関係）

第十七号様式の四（衆議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の三、第十二条の十関係）

衆議院名簿（衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿）届出要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党（政治団体）の得票総数は何票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第86条の2第1項第号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

（内訳）

公職の候補者の氏名	選　挙　区	得　票　数
計		

備考　衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者毎の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

第十七号様式の五（衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の五（衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

宣　誓　書

本政党（政治団体）は、何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、重ねて衆議院名簿を届け出ていないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

第十七号様式の六（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の六（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条の三関係）

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、何政党（政治団体）の衆議院名簿に登載され、候補者となることに同意します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏　　名

政党その他の政治団体の名称　　代表者　　氏　　名　　あて

第十七号様式の七（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の七（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

宣　誓　書

私は、公職選挙法第86条の8（就職等禁のない者等の立候補の禁止）第1項又は第87条（重複立候補等の禁止）第1項若しくは第4項の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏　名

第十七号様式の八（衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の八（衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿登載者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

衆議院名簿登載者の選定等関	名簿登載の候補者	
	選定機関の選出方法	
衆議院名簿登載者の選定手続		

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿登載者の選定は、上記の選定機関及び選定手続により、何年何月何日に何々において適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者　氏　名

第十七号様式の九（衆議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の九（衆議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登載者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
補充届出に係る候補者の氏名			
(ふりがな) 氏　名		(ふりがな) 氏　名	
当選人となった補欠選挙の期日に無現者となる衆議院名簿登載者も含めて記載すること。)			
順位 (ふりがな) 氏　名	順位 (ふりがな) 氏　名	順位 (ふりがな) 氏　名	
選挙	何年何月何日執行　何選挙の何選挙区		
添付書類	1 政党その他の政治団体と衆議院名簿登載者に関する誓書 2 補充届出に係る衆議院名簿登載者の候補者となることの同意書 3 補充届出に係る衆議院名簿登載者の候補者となることができない者でない旨の宣誓書 4 衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5 補充届出に係る衆議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本		
備考			

上記のとおり関係書類を添えて衆議院名簿登載者の補充の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の理置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十（衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十（衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における下記の衆議院名簿登載者は、何年何月何日下記の事由により、本政党(政治団体)に所属する者でなくなったので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

衆議院名簿登載者の氏名	届出事由

備考

1 「届出事由」欄には、除名、除党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の理置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十一（衆議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十一（衆議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書

本政党(政治団体)に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

何年何月何日上記の機関及び手続により、何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における下記の衆議院名簿登載者に係る除名が適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

（衆議院名簿登載者の氏名）

第十七号様式の十二（衆議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十二（衆議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
取　下　げ　の　事　由			

上記のとおり何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿の取下げの届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の確認がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十三（衆議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十三（衆議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の三関係）

証　明　書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿の取下げ届出書の取下げの事由に関し証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第十七号様式の十四（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の四関係）

第十七号様式の十四（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の四関係）

通　称　認　定　申　請　書

通称の認定を申請する衆議院名簿登載者の氏名等	
(ふりがな) 氏　　名	(ふりがな) 呼　　称

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第88条の3第7項の規定により、上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された衆議院名簿登載者の氏名とだけからものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十七号様式の十五（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の四関係）

第十七号様式の十五（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の四関係）

認　定　書

何年何月何日公職選挙法施行令第86条の3第7項の規定により申請のあった通称のことについては、下記の呼称は通称として認定する。

何年何月何日

何選挙長　氏　名　印

記

通称を認定した衆議院名簿登載者の氏名等	
（ふりがな） 氏　名	（ふりがな） 呼　称

第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿による候補者の届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	○○党 （○○党公認）	（ふりがな）
候補者（候補者になろうとする候補者を除く）の氏名			
氏　（ふりがな）　名			

候補者になろうとする候補者の氏名及び職位	
職位	氏　（ふりがな）　名

選挙	何年何月何日執行　所選挙
添付書類	1　政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書 2　政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに類似するものを記載した文書 3　参議院名簿届出要件該当確認書 4　参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書 5　候補者となることの同意書 6　候補者となることができない者でない旨の宣誓書 7　参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 8　供託証明書 9　参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本
	備考

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

備考

1　法第86条の3第7項において準用する法第86条の2第2項ただし書の規定により同項第1号又は令第86条の5第2項第1号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

2　優先的に当選人となるべき候補者がない場合は、「優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び職位」欄の「職位」及び「氏名」欄に斜線を記入すること。

3　政党その他の政治団体の代表者本人が届出を行う場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届出を行う場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の提出がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の二（政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の二（政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書の様式）（第十二条の五関係）

政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	○○党 （○○党公認）	（ふりがな）
主　務　の　所　在　地	（〒　）　電話　（　）		
主　務　者　の　氏　名	（ふりがな）		
ホームページ等のアドレス			

参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く）											
氏名	（ふりがな）	性別	生年月日	年齢	住所	党員等名	職業	ホームページ等のアドレス	所属又は役職の有	参議院議員と兼ねることができない職にあるかについてはその職名	
			年（和暦年号）月日（満年齢） 年月日（平成○年○月○日現在）	年（和暦年号）月日（満年齢） 年月日（平成○年○月○日現在）			党員等名を記載				

優先的に当選人となるべき候補者											
順位	（ふりがな） 氏　名	性別	生年月日	年齢	住所	党員等名	職業	ホームページ等のアドレス	所属又は役職の有	参議院議員と兼ねることができない職にあるかについてはその職名	

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

備考

1　「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

2　「ホームページ等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を掲示するために利用するホームページ等のアドレスを記載することができる。

第十八号様式の三（参議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の三（参議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上をしており、公職選挙法第86条の3第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏　名	衆議院議員又は参議院議員の別	選　挙　区	選挙執行年月日	備　考

備考

1　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

2　公職法第86条第1項の場合には、「備考」欄に「補欠」と記載しなければならない。

3　所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類）及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは法第138条第1項第5号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類）を添付しなければならない。

（添付書類）

承　諾　書

　何年何月何日に執行される（任期満了）選挙（補欠選挙を含む。）に伴う・事由が生じた）何選挙区において、何政党（政治団体）に所属する参議院議員（参議院議員）として参議院名簿届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

　何年何月何日

参議院議員（参議院議員）（選挙区）
氏　　名

　政党その他の政治団体の名称　　代表者　　氏　　名　　あて

備考　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類）

宣　誓　書

　何年何月何日に執行される（任期満了）選挙（補欠選挙を含む。）に伴う・事由が生じた）何選挙において、本政党（政治団体）以外の参議院名簿届出政党等（公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同法第86条の7第1項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは同法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する参議院議員若しくは参議院議員又は本政党（政治団体）以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する参議院議員若しくは参議院議員若しくは公職選挙法施行令第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を本政党（政治団体）に所属する参議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院名簿届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

　何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

第十八号様式の四（参議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の五、第十二条の十一関係）

第十八号様式の四（参議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の五、第十二条の十一関係）

参議院名簿（参議院比例代表選出議員の選挙における名称）届出要件該当確認書

　何年何月何日執行の何選挙における本政党（政治団体）の得票総数は何票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第86条の7第1項第5号に該当するものであります。

　何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

（内訳）

公職の候補者の氏名	選　挙　区	得　票　数
計		

備考　参議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。参議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

第十八号様式の五（参議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の五（参議院名簿届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿届出要件該当確認書

　本政党（政治団体）は、何年何月何日執行の何選挙において、参議院名簿登載者又は所属候補者は下記のとおり10人以上有しており、公職選挙法第86条の7第1項第5号に該当するものであります。

　何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

記

番　　号	参議院名簿登載者又は所属候補者の氏名	選　　挙　　区

備考　「選挙区」欄は、参議院名簿登載者については、「比例代表」と記載しなければならない。

第十八号様式の六（参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の六（参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

宣　誓　書

　本政党（政治団体）は、何年何月何日執行の何選挙において、重ねて参議院名簿を届け出ていないことを誓います。

　何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　　氏　　名

第十八号様式の七（参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の七(参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式)(第十二条の五関係)

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙において、何政党(政治団体)の参議院名簿に登載され、候補者となることに同意します。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　名　あて

第十八号様式の八（参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の八(参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式)(第十二条の五関係)

宣　誓　書

私は、公職選挙法第86条の6(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第1項、第87条(重複立候補等の禁止)第1項、同条第6項において準用する同条第4項、第251条の2(拐誘主犯者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)又は第251条の3(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏　名

第十八号様式の九（参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の九(参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿登載者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

参議院名簿登載者の選定機関	名称	
	構成員の数	
	構成員の選出方法	
参議院名簿登載者の選定手続		

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿登載者の選定が、上記の選定機関及び選定手続により、何年何月何日に何々において適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
選定機関の名称
代表者　氏　名

第十八号様式の十（参議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十(参議院名簿登載者の補充届出書の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿登載者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)		(ふりがな) 一の略称 (20字以内)
補充届出に係る候補者(補充的に当選人となるべき候補者を除くものに限る。)の氏名	(ふりがな) 氏　名		

補充届出に係る補充的に当選人となるべき候補者の氏名及び補充届出に係る補充的に当選人となるべき候補者と当分の間届出をすることとなる補充的に当選人となるべき候補者の順位

順位	(ふりがな) 氏　名	補充届出に係る候補者

備考		
連絡先	何市何町何番地　何電話	
提出書類	1　政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書 2　補充届出に係る参議院名簿登載者の参議院選挙における候補者となることに同意書 3　補充届出に係る参議院名簿登載者の参議院選挙における候補者となることができない者でない旨の宣誓書 4　参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5　補充届出に係る参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本	

上記のとおり選挙管理委員に対し参議院名簿登載者の補充の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

備考

1　補充届出に係る参議院選挙における候補者となるべき参議院名簿登載者がない場合は、「補充届出に係る補充的に当選人となるべき参議院の氏名及び順位」欄の「順位」、「氏名」及び「補充届出に係る参議院選挙における候補者」欄に斜線を記入すること。

2　補充届出に係る参議院選挙における候補者となるべき参議院名簿登載者がある場合は、「補充届出に係る補充的に当選人となるべき参議院の氏名及び順位」欄の当該参議院名簿登載者の「補充届出に係る参議院選挙における候補者」欄にのを記入すること。

3　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人が著名その他の規定による場合はこの限りでない。

第十八号様式の十一（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十一（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）
（第十二条の五関係）

参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者は、何年何月何日下記の事由により、本政党（政治団体）に所属する者でなくなったので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

記

参議院名簿登載者の氏名	届　出　事　由

備考
1　「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の十二（参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十二（参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）
（第十二条の五関係）

参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書

本政党（政治団体）に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

何年何月何日上記の機関及び手続により、何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者に係る除名が適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記
（参議院名簿登載者の氏名）

第十八号様式の十三（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなったその他の事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十三（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなったその他の事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

証　明　書

何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者に係る推薦の取消しが、何年何月何日何機関において行われた（何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者から推薦の辞退の申出が、何年何月何日なされた）ことを証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記
（参議院名簿登載者の氏名）

第十八号様式の十四（参議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十四（参議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	一の略称（ローマ字以内）	（ふりがな）
取　下　げ　の　事　由			

上記のとおり何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げの届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の十五（参議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十五（参議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

証　明　書

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げ（届出書の取下げの事由に関し証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第十八号様式の十六（参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の六関係）

第十八号様式の十六（参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の六関係）

通　称　認　定　申　請　書

通称の認定を申請する参議院名簿登載者の氏名等	
（ふりがな） 氏　名	（ふりがな） 呼　称

何年何月何日執行の何選挙において、公職選挙法施行令第68条の5第7項において準用する第68条の3第7項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

備考　この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された参議院名簿登載者の氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十八号様式の十七（参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の六関係）

第十八号様式の十七（参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の六関係）

認　定　書

何年何月何日公職選挙法施行令第68条の5第7項において準用する第68条の3第7項の規定により申請のあった通称のことについては、下記の呼称は通称として認定する。

何年何月何日

何選挙長　氏　名　印

記

通称を認定した参議院名簿登載者の氏名等	
（ふりがな） 氏　名	（ふりがな） 呼　称

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

候補者	（ふりがな） 氏　名		別
本籍	都道府県名又は外国の名称		
住所	郡市区町村名又は外国の名称		
生年月日	何年何月何日	満年齢	歳
党派	所属	職業	
（ウェブサイト等のアドレス）			
連絡先	何年何月何日執行　何選挙の何選挙区に立候補		
備考			
添付書類	一　住民票抄本 二　政党等の証明 三　戸籍謄本又は抄本		

右のとおり何選挙に立候補届出をします。

何選挙長　氏　名　あて

氏　名

備考　一　生年月日の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

二　「住所」、「職業」、「連絡先」、「別」の欄は、「党派」の欄に「無所属」と記載しなければならない。

三　全第十七条第四項の場合においては、変更前　欄に当該変更の他の届出事項の各称のほか、その略称を（略称がないと記載しなければならない。

四　職　欄には、職名をつづり仮名で記載し、職名の二文字以内の略称を記載しなければならない。

五　のウェブサイト等のアドレス　欄には、選挙運動のために閲覧する選挙公報その他の文書を掲載するウェブサイト等のアドレスを記載しなければならない。

六　届出書の文書番号　欄には本人機能番号の他文書番号を記載しなければならない。

第十九号様式の二（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条の七関係）

第十九号様式の二（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条の七関係）

候補者	ふりがな		性別
氏名	都道府県名（政令指定都市名又は郡名）市区町村名（政令指定都市の場合にあつては、区名）番地		
住所	都道府県名（政令指定都市名又は郡名）市区町村名（政令指定都市の場合にあつては、区名）番地		
生年月日	年　月　日		
党派	党派	職名	ふりがな
			（漢字表記）
略称	略称		ふりがな
一のウェブサイト等のアドレス			
届出書の文書番号	届出書の文書番号（本人機能番号を含む。）		
添付書類	一　戸籍謄本又は抄本 二　住民票の写し 三　選挙公報掲載用原稿 四　宣誓書 五　政党要件 六　戸籍謄本又は抄本		

上のとおり公職選挙法第　条の七第　項の規定により届出をします。

年　月　日

選挙区　氏名　住所　都道府県名（政令指定都市名又は郡名）市区町村名（政令指定都市の場合にあつては、区名）番地

氏名　年　月　日生

第十九号様式の三（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となな

選挙区　氏名　住所　都道府県名（政令指定都市名又は郡名）市区町村名（政令指定都市の場合にあつては、区名）番地

氏名　年　月　日生

何選挙区　氏名

備考　一　左欄の　欄、二　左欄の　欄及び　欄を除　欄に記載の記載について、第十九号様式の備考に準ずる。

二　のウェブサイト等のアドレス　欄には、選挙運動のために閲覧する選挙公報その他の文書を掲載するウェブサイト等のアドレスを記載しなければならない。

三　届出書の文書番号　欄には本人機能番号の他文書番号を記載しなければならない。

四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

三十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

四十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

五十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

六十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

七十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

八十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

九十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百二十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百三十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百四十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百五十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百六十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百七十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百八十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

百九十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百二十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百三十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百四十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百五十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百六十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百七十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十八　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百八十九　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十一　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十二　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十三　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十四　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十五　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十六　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載しなければならない。

二百九十七　選挙区　欄には、選挙区選出議員の選挙の場合にあつては、選挙区の名称を記載し

ることができない者でない旨の宣誓書の様式（第十二条の七関係）

第十七号様式の二（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の推薦届の様式）

その一　宣　誓　書

私は、公職選挙法第六十六条の八第選挙規定に違反して金銭等の交付等の行為をしないことを誓います。

年　月　日

都（道府県）知事（区市町村長）殿

氏　　名

その二　宣　誓　書

私は、公職選挙法第六十六条の八第選挙規定に違反して金銭等の交付等の行為をしないことを誓います。

年　月　日

都（道府県）知事（区市町村長）殿

氏　　名

その三　宣　誓　書

私は、公職選挙法第六十六条の八第選挙規定に違反して金銭等の交付等の行為をしないことを誓います。

年　月　日

都（道府県）知事（区市町村長）殿

氏　　名

備考　第六号の二様式の二（法人の代表者の宣誓書）

第十九号様式の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における所属党派証明書の様式）（第十二条の七関係）

第十九号様式の五（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の八関係）

第十九号様式の六（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の八関係）

第十九号様式の六（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の八関係）

認定番号

何年何月何日に施行された衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における通称認定番号の規定（第十二条の八関係）は、次の通称として認定する。

候補者氏名（ふりがな）

呼称（ふりがな）

何年何月何日

候補者の氏名　あて

何選挙区　氏　　名印

第二十号様式（候補者の選定手続等に関する届出書の様式）（第十二条の九関係）

第二十号様式（候補者の選定手続等に関する届出書の様式）（第十二条の九関係）

その一

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等に関する届出書

政党その他の政治団体の名称		（ふりがな）
本部の所在地		（〒　　） （電話　　）
代表者の氏名		（ふりがな）
候補者となるべき者の選定機関	名称	
	構成員の数	
	構成員の選出方法	
候補者となるべき者の選定手続		
上記の選定手続等を定めた日		何年何月何日
添付書類		1. 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2. 候補者の選定手続届出要件該当確認書

上記のとおり関係書類を添えて本政党（政治団体）の衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

総務大臣　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合については委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その二

衆議院名簿登載者の選定手続等に関する届出書

政党その他の政治団体の名称		（ふりがな）
本部の所在地		（〒　　） （電話　　）
代表者の氏名		（ふりがな）
衆議院名簿登載者の選定機関	名称	
	構成員の数	
	構成員の選出方法	
衆議院名簿登載者の選定手続		
上記の選定手続等を定めた日		何年何月何日
添付書類		1. 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2. 候補者の選定手続届出要件該当確認書

上記のとおり関係書類を添えて本政党（政治団体）の衆議院名簿登載者の選定手続の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

総務大臣　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合については委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十号様式の二（候補者の選定手続届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の九関係）

第二十号様式の二（候補者の選定手続届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の九関係）

候補者の選定手続届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

1 「選挙区」欄に、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
2 令第89条の2第2項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
3 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者の選定手続届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類）及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類）を添付しなければならない。

（添付書類1）

承　諾　書

何政党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として候補者の選定手続要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員（参議院議員）（選挙区）
氏　　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　名　あて

備考「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類2）

宣　誓　書

本政党（政治団体）以外の公職選挙法第86条の5第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者の選定手続届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第二十号様式の三（候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式）（第十二条の九関係）

第二十号様式の三（候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式）（第十二条の九関係）

その一

候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
総務大臣　氏　名　あて

その二

候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の届出要件に該当しなくなった旨の届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に公職選挙法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなったので、同法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
総務大臣　氏　名　あて

備考
1　様式その一は候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二は法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった場合の様式である。
2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	一の略称（20字以内）	（ふりがな）
本部の所在地	（〒　　） （電話　　）		
代表者の氏名	（ふりがな）		
添付書類	1　政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2　衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書		

上記のとおり関係書類を添えて衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理会委員長　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条の2第1項各号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏　名	衆議院議員又は参議院議員の別	選　挙　区	選挙執行年月日	備　考

備考
1　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
2　令第86条の5第2項の場合には、「備考」欄に「補欠」と記載しなければならない。
3　所属する衆議院議員又は参議院議員として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載したことについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の6第1項又は第2項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

（添付書類1）

承　諾　書

何政党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員（参議院議員）（選挙区）
氏　　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　名　あて

備考　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類2）

宣　誓　書

本政党（政治団体）以外の公職選挙法第86条の6第1項又は第2項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第二十一号様式の三（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式の三（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式）（第十二条の十関係）

その一

名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第86条の6第9項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理会委員長　氏　名　あて

その二

名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の名称届出要件に該当しなくなった旨の届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に公職選挙法第86条の6第1項第1号又は第2号に該当する政党その他の政治団体でなくなったので、同法第86条の6第9項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理会委員長　氏　名　あて

備考
1　様式その一は衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二は公職86条の6第1項第1号又は第2号に該当する政党その他の政治団体でなくなった場合の様式である。
2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の確認がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式の四（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式の四（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出の撤回届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	一の略称（20字以内）	（ふりがな）
本部の所在地	（〒　　） （電話　　）		
代表者の氏名	（ふりがな）		
撤回の事由			

上記のとおり衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出の撤回を届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理会委員長　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の確認がある場合はこの限りではない。

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十一関係）

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十一関係）

参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	一の略称（20字以内）	（ふりがな）
本部の所在地	（〒　　） （電話　　）		
代表者の氏名	（ふりがな）		
添付書類	1　政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2　参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書		

上記のとおり関係書類を添えて参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理会委員長　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の確認がある場合はこの限りではない。

第二十二号様式の二（参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十一関係）

第二十二号様式の二（参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十一関係）

参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する参議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条の3第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏　名	参議院議員又は参議院議員の別	選　挙　区	選挙執行年月日	備　考

備考
1 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
2 令第86条の4第2項において準用する令第86条の2第1項の場合には、「備考」欄に「繰上当」と記載しなければならない。
3 所属する参議院議員又は参議院議員として参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該参議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

（添付書類1）

承　諾　書

何政党（政治団体）に所属する参議院議員（参議院議員）として参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることを承諾します。

何年何月何日

参議院議員（参議院議員）（選挙区）
氏　　名

政党その他の政治団体の名称　代表者　氏　名　あて

備考　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類2）

宣　誓　書

本政党（政治団体）以外の公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党（政治団体）に所属する参議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第二十二号様式の三（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十一関係）

第二十二号様式の三（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十一関係）

参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出の撤回届出書

政党その他の政治団体の名称	（ふりがな）	一の略称（20字以内）	（ふりがな）
本部の所在地	（〒　） （電話　）		
代表者の氏名	（ふりがな）		
撤回の事由			

上記のとおり参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出の撤回を届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名
中央選挙管理委員会　氏　名　あて

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十三号様式　削除

第二十四号様式（投票録の様式）（第十四条関係）

第二十四号様式（投票録の様式）（第十四条関係）

その一

何年何月何日
殿　　行

何選挙区選挙何投票録

何投票区

1 投票所開設場所	何区（市）区（郡）何町（村）長（区の場合）								
2 投票所の名称	市　区　郡　町　村　選挙区							第　投　票　所	
3 投票管理者	氏	名	選任年月日	職　務　代　理　者			参加時刻	職務を代理した者の氏名及び	
				午前時分～午後時分				職務代理者の選任　氏　名 （立会時分～閉会　事由等）	
4 投票立会人	党　派	氏	名	選任年月日	立　会　人　の　職		参加時刻	所属党派及び職務	
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					午前時分～午後時分			所属党派 市区町村選挙管理委員会 事由等	
(2) 投票管理者の選任した者				（年月日付）					
				（年月日付）					
5 投票所開閉時刻	午前何時何分　午後何時何分								
6 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票区名	党派　氏名								

7 投票の次第	選挙人名簿登録者	期日前投票者	郵　送　票		投票所における不在者票		不在者投票		
					総数	投票者による投票	総数	不在者投票を受けた者の数	投票のため送致を受けた者の数
	（名）								
	（名）								
	（計）								
(1) 投票開始前の投票	（氏名）								
(2) 決定権又は判決権によって投票をした者	（氏名）								
(3) 不在者投票の撤回及び投票を拒否した者	（氏名）								
(4) 点字により投票をした者									人
(5) 代理投票	選挙人名簿登録者	期日前投票者	郵送票	不在者投票	総数				人
	代理投票者								人
(6) 投票拒否の理由及びこれに投票管理者が執ったと認める措置	投票拒否	選挙人の氏名			常識を欠定したもの				人
					本人確認の提示を受けた者				人
	投票管理者の措置	投票の拒否を受けた者			氏名				
		投票録に記載の決定を受けた者			（氏名）				
(7) 投票録の送致した者		選挙人の氏名		一般投票の事由			投票録の記載		
	投票録の送致								
	投票所事務従事者								
8 投票所事務従事者	総数　何人　内			1 市区町村選挙管理委員会委任					何人
				2 市区町村の職員					何人
				3 その他の者					何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定開始投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第14条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

3　選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載すること。

6　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の順職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者の職務に職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

7　「総合時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の順ないしかつ交替とされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ちかった時間を記載すること。

8　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

9　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の開錠時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

10　指定開始投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び「区分」欄に非線を引くこと。ただし、開始投票が行われ、当該投票区に属する選挙人が、たま等由者の規定による投票の送信を受けた場合又は公職選挙法施行規則第13条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、この限りでない。

11　法第53条ただし書に規定するときにあっては、「4　投票箱、投票箱及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

12　この様式に掲げる事項のほか、投票管理において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

殿　　何　　印

何選挙共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所	年　月　日　曜　　時　分　～　時　分											
2	共通投票所の変更												
3	投票管理者	氏　名		選任年月日	職務時間	事故時間	職務を代理した者の氏名等 職務代理(管理)者　氏　名 午前何時～何時　事由何々						
4	投票立会人	常勤	氏　名	選任年月日	出勤時間	退勤時間	辞職の時間及び理由						
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分　事由何々						
(2)	投票管理者の選任した者			(事由何々)									
				(事由何々)									
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖											
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	氏名											

7	投票の状況	投　票　者	期日前による投票者
		(男) (女) (計)	
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)
(2)	非常事態により不在者投票をした者	(氏名)	
(3)	非常事態の解消及び同盟を理由として投票した者	(氏名)	
(4)	点字により投票をした者		人
(5)	代理投票	選挙人の氏名	補助者の氏名
		(氏　名)	(氏　名)
		代理投票者名	
(6)	投票録の決定をした者	投票録の不受理決定 点字投票の代理投票の解除	選挙人の氏名　解除の事由　投票録の番号
8	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会委託　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人

何年何月何日調製

投票管理者(職)　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の順職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者の職務に職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその職務管理者の職務に職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

5　「総合時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の順ないしかつ交替とされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ちかった時間を記載すること。

6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の開錠時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

8　法第53条ただし書に規定するときにあっては、「4　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その二

何年何月何日

殿　　何　　印

何選挙期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日											
2	期日前投票所設置位置及び区域	何市(区)何町何字何番地(何の場所)											
(1)	期日前投票を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで											
3	投票管理者	氏　名		選任年月日	職務時間	事故時間	職務を代理した者の氏名等 職務代理(管理)者　氏　名 午前何時～何時　事由何々						
4	投票立会人	常勤	氏　名	選任年月日	出勤時間	退勤時間	辞職の時間及び理由						
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々						
(2)	投票管理者の選任した者			(事由何々)									
				(事由何々)									
5	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖											
6	投票の状況	投　票　者			期日前による投票者								
		(男) (女) (計)											
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)			(再交付の事由)								
(2)	非常事態により不在者投票をした者	(氏名)											
(3)	非常事態の解消及び同盟を理由として投票した者	(氏名)											
(4)	点字により投票をした者												人
(5)	代理投票	選挙人			補助者								
		(氏　名)			(氏　名)			(氏　名)					
		代理投票者名											
(6)	投票録の決定をした者	投票録の不受理決定 点字投票の代理投票の解除			選挙人の氏名　解除の事由　投票録の番号								
7	期日前投票所事務従事者	総数　何人　内			1　市区町村選挙管理委員会委託　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人								

何年何月何日調製

投票管理者(職)　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2　選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の順職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者の職務に職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその職務管理者の職務に職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

5　「総合時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の順ないしかつ交替とされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ちかった時間を記載すること。

6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の開錠時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

8　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係)

不在者投票に関する調書　　何投票区

1　公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備考
2　公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備考
3　公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備考
4　公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備考
5　公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備考
6　公職選挙法施行令第59条の6の2第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備考
7　公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備考
8　公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者		人	備考
計		人	
9　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備考
(氏　　名) (氏　　名)			
計			

何年何月何日調製

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

備考

1　令第53条、第54条、第59条の4又は第59条の5の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄又は4の欄の「備考」欄に記載すること。

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考13に準ずる。

第二十六号様式（開票録の様式）（第十四条関係）

第二十六号様式（開票録の様式）（第十四条関係）

その一

年月日
執行

何選挙開票録

開票区

1 開票所開設場所	何区（市）何町（村）何字何番地（何の場所）					
2 開票立会人	候補者届出政党	与党以外の党派	氏名	年齢	参会又は選出時刻	評議の時及び事由
(1) 候補者の届出による者					年 月 日	年 月 日
(2) 候補者届出政党の届出による者						
(3) 市区町村の選挙管理委員会の推薦した者						
(4) 開票管理者の推薦した者						
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始			何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖		
4 票数の検定等を受けた投票	有 無			不 受 理		
5 開票の経過						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率	%
(2) 有効投票の内訳	当選候補者の定数以内の投票					票
	候補者1人の氏名、氏又は名のみを記載したもの	票	氏名を記載したもの		(氏名)	票
					(氏名)	票
			氏を記載したもの		(氏)	票
					(氏)	票
			名を記載したもの		(名)	票
					(名)	票
			その他		( )	票
					( )	票
	候補者4人以内当選候補者に あんなしたもの	あんなしたものの総数				票
		候補者氏名	あんなかの基礎となった得票数	票	氏 名	氏 名	その他
	いずれの候補者にも属しないもの					票
	棄 権	人				
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの		候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出期間に届出の候補者、当選者その他の事由により当選候補者届出政党に属する者でなくなった旨が届出がされた候補者届出政党の一覧表において重ねて届出がされた候補者の氏名を記載したもの		二人以上の候補者の氏名を記載したもの
	投票者欄の白い候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	白紙投票	単に棄権と記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	
(4) 点字投票									票
(5) 各候補者の得票数	候補者の氏名	政党等の名称	得票数	候補者の氏名	政党等の名称	得票数	候補者の氏名	政党等の名称	得票数	候補者の氏名	政党等の名称	得票数	候補者の氏名	政党等の名称	得票数
6 開票事務従事者	総数何人内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者													何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

1 この様式は、無投票の選挙区議会議員の選挙の場合の様式である。

2 「候補者届出政党」欄には候補者届出政党の名称を記載するものとし、「与党以外の党派」欄には候補者届出政党以外の政党その他の政治団体の名称を記載するものとする。

3 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し整理上設ける事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執行

何選挙開票録

開票区

1 開票所開設場所	何市(区)何町(字)何番地(何の場所)					
2 開票立会人	党	員	氏	名	参会又は選出時刻	評議の時及び事由
(1) 届出による者						年 月 日 事由 何年何月何日 何々
(2) 市区町村の選挙管理委員会の推薦した者						
(3) 開票管理者の推薦した者						
3 開票所閉鎖時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始			何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖		
4 票数の検定等を受けた投票	有 無			不 受 理		
5 開票の経過						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率	%
(2) 有効投票の内訳	当選候補者の定数以内の投票					票
	当選者1人の氏名又は略称のみを記載したもの	票	名称を記載したもの		(名称)	票
					(名称)	票
			略称を記載したもの		(略称)	票
					(略称)	票
			その他		( )	票
					( )	票
	当選者4人以内当選候補者に あんなしたもの	あんなしたものの総数				票
		候補者氏名等欄の表象	あんなかの基礎となった得票数	票	氏 名	略 称	その他
	いずれの候補者氏名等欄にも属しないもの					票
	棄 権	人				

備考

1 この様式は、無投票の選挙区議会議員の選挙の場合の様式である。

2 この様式に掲げる事項のほか、整理上設ける事項の記載については、その一の備考に準ずる。

その三

| | | | | | | | | | | | | | | |

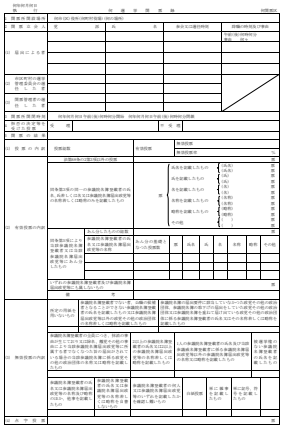

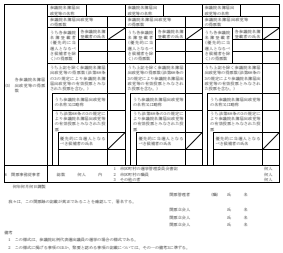

第二十七号様式（選挙録の様式）（第十四条関係）

その五

何年何月何日
敷　　行

何　選　挙　開　票　録

何開票区

1. 開票所開設場所	何市(区)何何町何何番(何の場所)				
2. 開票事務従事者	党　　派	氏　　名		事務又は選任年月日	肩書の特別及び事由
(1) 届出による者					年月日(後)何時何分 事由　何＋
(2) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					
(3) 開票管理者の選任した者					
3. 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始　何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖				
4. 利害の関係等を有する投票	受　理			不　受　理	
5. 開票の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	
				無効投票率	%
(2) 有効投票の内訳	記号式投票				票
	期日前投票、不在者投票及び郵便投票	候補者のみの記載に限られたもの			票
		候補者名の記載のほか、政党その他の事項を記載したもの	票	氏名を記載したもの 氏名を記載したもの 名を記載したもの その他	【氏名】【氏名】【氏】【氏】【名】【名】【　】【　】 票 票 票 票 票 票
		候補者名による投票を補正したもの	候補者名による投票を補正したもの	票	氏　名　氏　名　その他
		いずれの候補者にも投じないもの			票

		備　考							
(2) 有効投票の内訳	記号式投票	特定の用紙を用いないもの	特定のものの記載を用いないもの	候補者でない者又は候補者とならることができないものの記載をしたもの		二人以上の候補者に対してこの記号を記載したもの	候補者欄のない候補者に対してこの記号を記載したもの	この記号以外の事項を記載したもの	この記号及び他を記載していないもの
		候補者のいずれに対してこの記号を記載したかを確認し難いもの							
	期日前投票、不在者投票及び郵便投票	特定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		二人以上の候補者の氏名を記載したもの	候補者欄のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名以外を記載したもの	候補者の氏名を記載していないもの	候補者の氏名を記載したか確認し難いもの
		自筆投票	他に選挙名を記載したもの	他に記号、氏名を記載したもの					
(3) 点字投票									票
(4) 各候補者の得票数		候補者の氏名	党　派	得票数	候補者の氏名	党　派	得票数	候補者の氏名	党　派	得票数
4. 開票事務従事者		総数何人内	1. 市区町村選挙管理委員会職員 何人 2. 市区町村の職員 何人 3. その他の者 何人						

何年何月何日調製

開票管理者(職)　氏　　名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人　氏　　名
開票立会人　氏　　名
開票立会人　氏　　名

備考

1. この様式は、記号式投票による選挙の場合の様式である。
2. この様式に掲げる事項のほか、開票と認める事項の記載については、その一の様式に準ずる。

第二十七号様式（選挙録の様式）（第十四条関係）

その一

何年何月何日
敷　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙分

1. 選挙分開設場所	豊(何選択肢)行(何区)(市)(何町)(何)(何の場所)					
2. 選挙事務従事者	候補者届出政党等	氏　　名		事務又は選任年月日	肩書の特別及び事由	
(1) 候補者の届出による者					年月日(後)何時何分 事由　何＋	
(2) 政党等届出による者						
(3) 選挙長の選任した者						
3. 選挙分開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分閉会					
4. 選挙の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票		
				無効投票率	%	
当選人及びその他の候補者の得票総数	氏　名	党　派	候補者届出政党等	有効投票総数	年齢	職　業	供託物没収区分
当　選　人							
(2) 法定得票数及び決定者	(1) 公職選挙法第何条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第何条に規定する得票数						
4. 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　名	事	由				
5. 選挙会事務従事者	総数　何人内	1. 都道府県選挙管理委員会書記 何人 2. 都道府県の職員 何人 3. その他の者 何人					

何年何月何日調製

選　挙　長(職)　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏　　名
選挙立会人　氏　　名
選挙立会人　氏　　名

備考

1. この様式は、市議会議員選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
2. 「候補者届出政党」欄には候補者届出政党の名称を記載するものとし、「与記以外の党派」欄には候補者届出政党以外の政党その他の政治団体の名称を記載するものとする。
3. 当選人及びその他の候補者の氏名は、得票の多数の者から順次記載するものとする。
4. この様式に掲げる事項のほか、選挙長において、選挙会に関し整理と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

その二

何年何月何日
敷　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙分

1. 選挙分開設場所	何の場所				
2. 選挙事務従事者	党　派	氏　　名		事務又は選任年月日	肩書の特別及び事由
(1) 届出による者					年月日(後)何時何分 事由　何＋
(2) 選挙長の選任した者					
3. 選挙分開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分閉会				
4. 選挙の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	
				無効投票率	%
(2) 当選人及び当選人の得票数及び当選人の数	開票区名簿届出政党等の名称	得票総数	開票区名簿届出候補者の数	当選人の数	当選人 氏　名　年齢　職　業

備考

1. この様式は、市議会議員選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
2. 「当選人」欄には、当選人の氏名、年齢、職業を記載するものとする。

無投票当選者の氏名	法第86条第1項の無効票(A)	無投票当選者のうち当選者と同時に行われた小選挙区議員選挙の選挙分の当選人となった者の数(B)	680万円×(B＝(I))	無投票当選者一人当たりの数による金額で表された額(D)	(D)＋(G)＝(F)	法第86条第1項の規定により協議に規定するものとされる供託物の額(A)－(F)＝(G)
	円		円		円	円	円
	円		円		円	円	円
	円		円		円	円	円

2 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　名	事　由
4 選挙分事務従事者	総数　何人　内	1 総務省の職員　何人 2 その他の者　何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　氏　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。
2 衆議院名簿届出政党等の名称は、得票の多数の者から順次記載するものとする。
3 衆議院名簿登載者の欄は、法第86条の2第1項の規定による届出のときにおける衆議院名簿登載者の数を記載するものとする。
4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、別付書類に記載するものとする。
5 選挙分会計は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
6 この様式に掲げる事項のほか、繁雑と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

(別付書類)

衆議院名簿届出政党等の名称		得票総数	当選人の数	
衆議院名簿登載者の氏名	法第48条の2第1項(同条第4項の規定による届出をした場合には同項)の規定による届出のときにおける当選人となるべき順位	選挙分において当選人を決定する場合における当選人となるべき順位	比例代表選出議員の選出における当選人	衆議院名簿登載者で当該衆議院小選挙区議員選挙における候補者であるとともに届出をした者の氏名	小選挙区選挙における得票数(A)	当該小選挙区における当選人の最多得票数に係る得票数(B)	得票数の当該小選挙区における最多得票数に対する割合(A)／(B)	小選挙区選挙における当選人の数

その二

何年何月何日
衆　行　　何　選　挙　選　挙　録　　何選挙区

1 選挙会開設場所	何の場所				
2 選挙立会人	党　派	氏　名		参会又は退任時刻	評議の時刻及び事由
(1)届出による者					年前(後)何時何分 事由　何と
(2)選挙長の指名した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分閉会				
4 選挙の経過					
(1)投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票 無効投票率　%	
(2)衆議院名簿届出政党等に係る得票総数及びに当選人の数及び当選人	衆議院名簿届出政党等の名称	得票総数	衆議院名簿登載者の数	当選人の数	当選人 氏名 性別 年齢 職業
衆議院名簿届出政党等(2)空欄の政党等の関係	衆議院名簿届出政党等の名称	衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数(A)	(A)×2＝(B)	衆議院名簿登載者の数(C)	(C)－(B)＝(D)　680万円×(B＝(D)

2 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　名	事　由				
4 選挙分事務従事者	総数　何人　内	1 総務省の職員　何人 2 その他の者　何人				

何年何月何日調製

選挙長(職)　氏　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名

備考

1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。
2 参議院名簿届出政党等の名称は、得票の多数のものから順次記載するものとする。
3 参議院名簿登載者の欄は、法第86条の2第1項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数を記載するものとする。
4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、別付書類に記載するものとする。
5 選挙分会計は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
6 この様式に掲げる事項のほか、繁雑と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

(別付書類)

参議院名簿届出政党等の名称	得票総数	うち名簿届出政党等の得票数(当該政党等の名称を記載すること)	うち当選者の数の決定による当選人となるべき候補者を含む。)の政党等	うち参議院名簿届出政党等の名称(公職名	うち当選者の数の決定による当選人となるべき候補者を含む。)の政党等	当選人の数
当選人となるべき順位	優先的に当選人となるべき候補者	参議院名簿登載者の氏名	得票数	当落	当選人の数のうちに相当するに達するものとされるもの	

備考　優先的に当選人となるべき候補者については、「優先的に当選人となるべき候補者」欄に「政名」を記入し、「得票数」欄は「—」を記入すること。

その四

何年何月何日
衆　行　　何　選　挙　選　挙　録　　何選挙区

1 選挙会開設場所	都(何道何県)庁(何市区役所)(何町村役場)(何分場所)				
2 選挙立会人	党　派	氏　名		参会又は退任時刻	評議の時刻及び事由
(1)届出による者					年前(後)何時何分 事由　何と
(2)選挙長の指名した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会		何年何月何日午前(後)何時何分閉会		
4 選挙の経過					
(1)投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票 無効投票率　%	
当選人及びその他の候補者の得票総数	氏　名	性別	党　派	得票総数	年齢 職業	外況物況役関係
当　選　人						
当　選　人						
(2)投票数及び投開点	(1)公職選挙法第95条に規定する得票数 (2)公職選挙法第96条に規定する得票数					
2 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　名	事　由				
4 選挙分事務従事者	総数　何人　内	1 市区町村選挙管理委員会書記　何人 2 市区町村の職員　何人 3 その他の者　何人				

何年何月何日調製

選挙長　(職)　氏　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名

備考

1　この様式は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。
2　当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の欄等に準ずる。
3　参議院合同選挙区選挙の選挙分会開始は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
4　この様式に掲げる事項のほか、警察と記のる事項の記載については、その一の欄等に準ずる。

その五

何年何月何日
殿　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙分

1 選挙分開始場所	何市(区)役所(何町村役場)何の場所					
2 選挙会人	開始時選挙会人数	有効投票に係る選挙人	氏名		事由又は選任特別	評議の特別及び事由
(1) 候補者の届出による者						午前(後)　時時何分 事由　氏名
(2) 候補者届出政党の届出による者						
(3) 候補者届出政党の届出による者						
(4) 選挙長の選任した者						
3 選挙分開開時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始　何年何月何日午前(後)何時何分開終					
4 投票の法定期を受けた投票	受理			不受理		
5 開票の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率	%
(2) 有効投票の内訳	当選人名のみを記載した票の投票					票
	候補者欄の第一の氏名、氏又は名のみを記載したもの	票	氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			その他			票
						票
						票
						票
						票
						票
						票
						票
	候補者欄に記載した各候補者にあらかじめ	あらかじめ				票
		候補者の氏名	あらかじめ基礎づけられた票数	票	氏名	氏名	氏名	その他
	一字のみの候補者にも属さないもの							票
	備考							
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者とならることができない者の氏名を記載したもの			候補者届出政党の届出事件に関係していないなどの政党その他団体の届出に係る候補者、選挙その他の事件に関する候補者又は候補者届出政党その他の届出に係る候補者の氏名を記載したもの			2人以上の候補者の氏名を記載したもの
	候補者欄の第一の氏名、氏又は名のみを記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	白紙投票	単に無効票を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
(4) 点字投票								票
6 選挙の結果								
(1) 当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名	性別	年齢	候補者届出政党	当選以外の党派	得票総数	年齢	職業	候補者との関係
当選人									
(2) 法定得票数及び投票率	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第95条に規定する得票数								
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏名		事由						
8 選挙分事務従事者	総数何人内	1　都道府県選挙管理委員会委託 2　都道府県の職員 3　その他の者							何人 何人 何人

何年何月何日調製

選挙長（職）氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名

備考
1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。

	一字のみの候補者にも属さないもの										票
	備考										
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者とならることができない者の氏名を記載したもの			候補者届出政党の届出事件に関係していないなどの政党その他団体の届出に係る候補者、選挙その他の事件に関する候補者又は候補者届出政党その他の届出に係る候補者の氏名を記載したもの						2人以上の候補者の氏名を記載したもの
	候補者欄の第一の氏名、氏又は名のみを記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	白紙投票	単に無効票を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの			
(4) 点字投票											票
6 選挙の結果											
(1) 当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名		性別	年齢	候補者届出政党	当選以外の党派	得票総数	年齢	職業	候補者との関係	
当選人											
(2) 法定得票数及び投票率	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第95条に規定する得票数										
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏名		事由								
8 選挙分事務従事者	総数何人内	1　都道府県選挙管理委員会委託 2　市区町村の職員 3　その他の者									何人 何人 何人

何年何月何日調製

選挙長（職）氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名

備考
1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。
2　当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の欄等に準ずる。
3　参議院合同選挙区選挙の選挙分会開始は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
4　この様式に掲げる事項のほか、警察と記のる事項の記載については、その一の欄等に準ずる。

その六

何年何月何日
殿　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙分

1 選挙分開始場所	何市(区)役所(何町村役場)何の場所					
2 選挙会人	党派	氏名		事由又は選任特別	評議の特別及び事由	
(1) 届出による者					午前(後)　時時何分 事由　氏名	
(2) 選挙長の選任した者						
3 選挙分開開時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始			何年何月何日午前(後)何時何分開終		
4 投票の法定期を受けた投票	受理			不受理		
5 開票の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率	%
(2) 有効投票の内訳	当選人名のみを記載した票の投票					票
	候補者欄の第一の氏名、氏又は名のみを記載したもの	票	氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			氏名を記載したもの		氏名を記載したもの	票
			その他			票
						票
						票
						票
						票
						票
						票
	候補者欄に記載した各候補者にあらかじめ	あらかじめ				票
		候補者の氏名	あらかじめ基礎づけられた票数	票	氏名	氏名	氏名	その他
	一字のみの候補者にも属さないもの							票
	備考							

1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。
2　「候補者届出政党」欄及び「届出所の党派」欄の記載並びに当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の欄等に準ずる。
3　この様式に掲げる事項のほか、警察と記のる事項の記載については、その一の欄等に準ずる。

その六

	一字のみの候補者にも属さないもの										票
	備考										
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者とならることができない者の氏名を記載したもの			2人以上の候補者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出事件に関係していないなどの政党その他団体の届出に係る候補者、選挙その他の事件に関する候補者又は候補者届出政党その他の届出に係る候補者の氏名を記載したもの		候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの
	白紙投票	単に無効票を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの								
(4) 点字投票											票
6 選挙の結果											
(1) 当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名		性別	年齢	候補者届出政党	当選以外の党派	得票総数	年齢	職業	候補者との関係	
当選人											
当選人											
(2) 法定得票数及びの投票率	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第95条に規定する得票数										
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏名		事由								
8 選挙分事務従事者	総数何人内	1　市区町村選挙管理委員会委託 2　市区町村の職員 3　その他の者									何人 何人 何人

何年何月何日調製

選挙長（職）氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名
選挙立会人　氏名

備考
1　この様式は、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙において開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合の様式である。
2　当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の欄等に準ずる。
3　この様式に掲げる事項のほか、警察と記のる事項の記載については、その一の欄等に準ずる。

その七

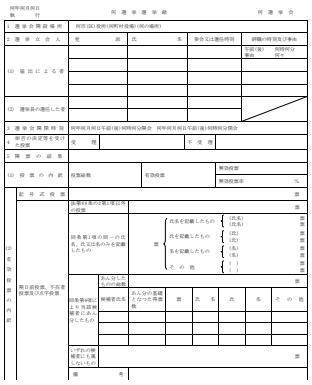

何年何月何日
殿　　何選挙選挙録　　何選挙会

1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)				
2 選挙会告示	党派	氏名		年令又は選任時期	評議の時間及び事由
(1)届出による者					午前(後)何時何分 事由　何々
(2)選挙長の選任した者					
3 選挙会開開時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分開会				
4 選定の決定等を受けた役職	有		不有		
5 開票の経過					
(1)投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	
				無効投票率	%
(2)記号式投票の内訳	記号式投票	法第43条の2第1項以外の投票			票
	開票前投票、不在者投票及び点字投票	同条第1項の規一の氏名、氏名はあるいは名を記載したもの	票	氏名を記載したもの	(氏名)票 (氏名)票
				氏名を記載したもの	(氏)票 (氏)票
				名を記載したもの	(名)票 (名)票
				その他	( )票 ( )票
		同条第2項により当該候補者にあたらないとしたもの	あんなりた者のあるもの		票
			候補者の氏名	あんなりの基礎かった理由	票　氏名　氏　名　その他
		いずれの候補者にも属しないもの			票
		備考			

(2)記号式投票の内訳	記号式投票	推定の規範を用いないもの	推定のこの記号の記載がないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	人以上の候補者に対しこの記号を記載したもの	候補者等候補者に対しこの記号を記載したもの	この記号はこの事項を記載したもの	この記号を用いる記載ないもの
		候補者のいずれにも属しないと認められる記載に属したもの	白紙投票					
	開票前投票、不在者投票及び点字投票	推定の規範を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者の氏名、氏名を記載したもの	人以上の候補者の氏名を記載したもの	候補者等候補者に対しこの氏名を記載したもの	候補者の氏名を書き記したもの	候補者の氏名を記載しこの規定に属しないもの
		白紙投票	特に選挙を記載したもの	特に記号、投票を記載したもの				
(4)点字投票								票
6 選挙の経費								

(1)当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名	性別	党派	得票総数	年齢	職業	参議院会派関係
当選人							
(2)決定得票数及び同点	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第95条に規定する得票数						
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏名	事由					
8 選挙会事務従事者	総数何人内	2 何町村の職員					何人
		3 その他の者					何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　　氏　　名

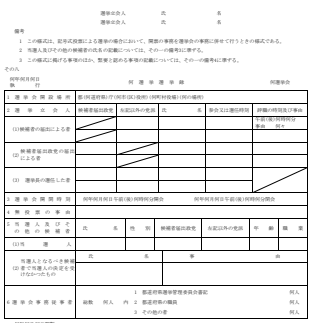

選挙立会人　　氏　　名
選挙立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、記号式投票による選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。
2　当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考に準ずる。
3　この様式に掲げる事項のほか、別要と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

その六

何年何月何日
殿　　何選挙選挙録　　何選挙会

1 選挙会開設場所	都(何道府県)庁(何市(区)役所)(何町村役場)(何の場所)				
2 選挙会告示	候補者届出政党	届出以外の党派	氏名	年令又は選任時期	評議の時間及び事由
(1)候補者の届出による者					午前(後)何時何分 事由　何々
(2)候補者届出政党の届出による者					
(3)選挙長の選任した者					
3 選挙会開開時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分開会				
4 無投票の事由					
5 当選人及びその他の候補者	氏名	性別	候補者届出政党	届出以外の党派	年齢　職業
(1)当選人	氏名		事由		
(2)当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの					
6 選挙会事務従事者	総数　何人　内	1 都道府県選挙管理委員会書記			何人
		2 都道府県の職員			何人
		3 その他の者			何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　氏　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名
選挙立会人　氏　名

備考

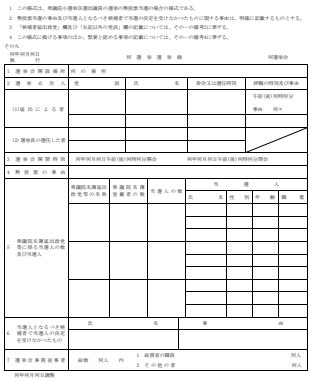

1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
2　無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかったものに関する事由は、明確に記載するものとする。
3　「候補者届出政党」欄及び「届出以外の党派」欄の記載については、その一の備考に準ずる。
4　この様式に掲げる事項のほか、別要と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

その九

何年何月何日
殿　　何選挙選挙録　　何選挙会

1 選挙会開設場所	何の場所				
2 選挙会告示	党派	氏名		年令又は選任時期	評議の時間及び事由
(1)届出による者					午前(後)何時何分 事由　何々
(2)選挙長の選任した者					
3 選挙会開開時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会　何年何月何日午前(後)何時何分開会				
4 無投票の事由					

5 衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人	衆議院名簿届出政党等の名称	衆議院名簿届出候補者の数	当選人の数	当選人						
				氏名		性別	年齢	職業		
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏名			事由						
7 選挙会事務従事者	総数　何人　内	1 総務省の職員								何人
		2 その他の者								何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。

2　無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかったものに関する事由は、明瞭に記載するものとする。

3　衆議院名簿登載者の他の記載については、その二の備考に準ずる。

4　当選人決定する場合における当選人となるべき順位については、同付番欄に記載するものとする。

5　この様式に掲げる事項のほか、整理と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

(別付番欄)

衆議院名簿届出政党等の名称			当選人の数						
衆議院名簿登載者の氏名	法第86条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出のあるときにおける当選人となるべき順位	選挙会において当選人を決定するに当たっての当選人となるべき順位	比例代表選出議員の選挙における当選	衆議院名簿登載者で当選衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われた衆議院の選挙区選挙における選挙区選挙に係る当選人の氏名	当選者の得票数	当選者によって当選人となった時点における有効投票数	当選者の得票数の最多得票者の得票数(A)	当選者の得票数の最多得票者に係る得票数(B)(A/B)	当選者の比例代表選出議員の選挙における当選

その十

何年何月何日
執　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙会

1 選挙会開設場所	何の場所				
2 選挙会立会人	党　　派	氏　　名	事会又は選任時刻	終職の時刻及び事由	
(1) 届出による者				午前(後)何時何分 事由　何＋	
(2) 選挙長の選任した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会		何年何月何日午前(後)何時何分閉会		
4 無投票の事由					
5 衆議院名簿届出政党等に係る当選人の氏名及び当選人	衆議院名簿届出政党等の名称	衆議院名簿登載者の数	当選人の数	当選人 氏名 性別 年齢 職業	
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　　名		事　　由		
7 選挙会事務従事者	総数　　何人　内	1 総務省の職員			何人
		2 その他の者			何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。

2　無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったものに関する事由は、明瞭に記載するものとする。

3　衆議院名簿登載者の他の記載については、その二の備考に準ずる。

4　この様式に掲げる事項のほか、整理と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

その十一

何年何月何日
執　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙会

1 選挙会開設場所	都(何道何県)庁(何市(区)役所)(何町何村役場)		(何の場所)		
2 選挙会立会人	党　　派	氏　　名	事会又は選任時刻	終職の時刻及び事由	
(1) 届出による者				午前(後)　何時何分 事由　何＋	
(2) 選挙長の選任した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会				
4 無投票の事由					
5 当選人及びその他の候補者	氏　　名	性別	党派	年齢	職業	住所
(1) 当選人						
(2) 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏　　名	事　　由			
6 選挙会事務従事者	総数　　何人　内	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人
		2 市区町村の職員			何人
		3 その他の者			何人

何年何月何日調製

選挙長(職)　　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、衆議院議員又は衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の無投票当選の場合の様式である。

2　無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったものに関する事由は、明瞭に記載するものとする。

3　この様式に掲げる事項のほか、整理と認める事項の記載については、その一の備考に準ずる。

第二十七号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人が衆議院名簿届出政党等に所

属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の三（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の除名の手続を記載した文書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の四（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の衆議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の五（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が参議院名簿届出政党等に所

属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の六（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の除名の手続を記載した文書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の七（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の参議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

第二十八号様式（当選証書の様式）（第十五条関係）

第二十七号様式の五（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十四条の二関係）

当選人が参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙における下記の当選人は、何年何月何日下記の事由により、本政党（政治団体）に所属する者でなくなつたので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

当選人の氏名	届出事由

備考
1　「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十七号様式の六（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の除名の手続を記載した文書の様式）（第十四条の二関係）

当選人の除名の手続を記載した文書

本政党（政治団体）に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙区　氏　名　あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

第二十七号様式の七（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の参議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

宣　誓　書

私は、何年何月何日執行の何選挙の期日（公職選挙法第86条、第87条の2第1項又は第14条第2項の規定により選挙会において当選人と定められた日）以後において他の参議院名簿届出政党等に所属していないことを誓います。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏　名

備考　当選人本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式（当選証書の様式）（第十五条関係）

何〻当選証書

住所

氏名

右は、都（何道府県）（何郡（市）町（村））（第何区）において、何〻に当選したことを証明するため、ここに当選証書を付与する。

何年何月何日

中央選挙管理会
何選挙管理委員会　委員長

氏名印

備考　任期を異にする参議院議員の選挙を合併して行う場合においては、いずれの選挙の当選人であるかを明記するものとする。

第二十八号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式）（第十七条の三関係）

第二十八号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式）（第十七条の三関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

何年何月何日執行の何選挙区における供託物について、公職選挙法施行令第93条の6第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

記

返還を受けるべき順位	供託所	供託番号	金銭又は国債証書の別	国債証書については名称、同記号及び番号	返還を受けるべき金額又は国債証書の額面	備考
計						

備考
1　国債証書には、その種利の種属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含むものである。
2　返還を受けるべき順位は、300万円ごとの金額又は額面の国債証書に付するものである。
3　「国債証書については名称、同記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証書については当該国債証書の同記号及び番号を、振替国債については当該振替国債の名称及び同記号を記載するものである。
4　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式の二の二（参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式）（第十七条の三の二関係）

第二十八号様式の二の二（参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式）（第十七条の三の二関係）

参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

何年何月何日執行の何選挙区における供託物について、公職選挙法施行令第93条の6第3項において準用する同条第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

何選挙長　氏　名　あて

記

返還を受けるべき順位	供託所	供託番号	金銭又は国債証書の別	国債証書については名称、同記号及び番号	返還を受けるべき金額又は国債証書の額面	備考
計						

備考
1　国債証書には、その種利の種属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含むものである。
2　返還を受けるべき順位は、600万円ごとの金額又は額面の国債証書に付するものである。
3　「国債証書については名称、同記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証書については当該国債証書の同記号及び番号を、振替国債については当該振替国債の名称及び同記号を記載するものである。
4　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式の三（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第十七条の四関係）

第二十八号様式の三（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第十七条の四関係）

その一

選挙運動用自動車の使用等の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。
何年何月何日
何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2　1に掲げる場合以外の場合

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	契約内容			備考
			借入れ期間等	契約金額		
自動車の借入れ						
運転手の雇用						
燃料代						

備考
1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2　2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」によつては借入れ期間を、「運転手の雇用」によつては雇用期間を、「燃料代」によつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
3　「燃料代」によつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
4　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その二

通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。
何年何月何日
何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考
1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その三

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。
何年何月何日
何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考
1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつて

は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その四

選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その五

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その六

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その七

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その八

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
候補者届出政党名
本部の所在地
代表者　氏　　名

記

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容				備考
			録音・録画の種類	録音・録画一種類の契約単価	複製数	複製契約金額	
政見放送用の録音							
政見放送用の録画							

備考

1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。

2　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

3　「契約内容」欄の「録音・録画の種類」には、契約の相手方ごとに、全国を通じて、10から始まる番号を記載してください。

4　二以上の都道府県において同一種類の録音・録画を提出した場合には、「契約内容」欄の「録音・録画一種類の契約単価」は、いずれかの都道府県選挙管理委員会に対する契約届出書にのみ記載してください。

5　候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その九

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長　　氏　　名あて

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
候補者　　氏　　名

記

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容			備考
			録音・録画一種類の契約単価	複製数	複製契約金額	
政見放送用の録音						
政見放送用の録画						

備考

1　この様式は、衆議院選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。

2　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

3　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第二十八号様式の四（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）（第十七条の五関係）

第二十八号様式の四（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）（第十七条の五関係）
その一

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第100条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）氏　名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　燃料の部品を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
4　確認申請金額　　円

区　　分	購　入　金　額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）＋（b）	円	円
備　　考		

備考
1　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から都道府県（団）に提出してください。
2　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代についてお費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「燃料の部品を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
4　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
5　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その二

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請枚数　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）＋（b）	枚	枚
備　　考		

備考
1　この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から都道府県（団）に提出してください。
2　この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その三

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）氏　名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請枚数　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）＋（b）	枚	枚
備　　考		

備考
1　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から都道府県（団）に提出してください。
2　この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その四

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請数

区　　分	作　成　数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数（a）		
今回の数（b）		
計（a）＋（b）		
備　　考		

備考
1　この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県（団）に提出してください。
2　この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によつて作成された数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第二十八号様式の五（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）（第十七条の五関係）

その五

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請数

区　　分	作　成　数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数（a）		
今　回　の　数（b）		
計　（a＋b）		
備　考		

備考
1　この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県（国）に提出してください。
2　この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によつて作成された数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その六

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名

記

1　契約年月日　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請数

区　　分	作　成　数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数（a）		
今　回　の　数（b）		
計　（a＋b）		
備　考		

備考
1　この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
2　この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によつて作成された数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その七

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第3項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）氏　名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

1　契約年月日　　何年何月何日
2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
3　確認申請枚数　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今　回　の　枚　数（b）	枚	枚
枚　数　計　（a＋b）	枚	枚
備　考		

備考
1　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から都道府県（国）に提出してください。
2　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。
4　候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第二十八号様式の五（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）（第十七条の五関係）

その一

燃　料　確　認　書

公職選挙法施行令第108条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
4　確　認　金　額　　円

備考
1　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
2　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
3　この確認書に記載された候補者について供給物が返戻された場合（参議院名簿届載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には全乗じて得た数に相当する当選人となるべき補欠まで（ない場合）には、燃料供給業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

その二

通　知　書　　通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第108条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　確　認　枚　数　　枚

備考
1　この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
2　この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供給物が返戻された場合（参議院名簿届載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には全乗じて得た数に相当する当選人となるべき補欠まで（ない場合）には、通常葉書作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

第二十八号様式の六（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第十七条の七関係）

その三

確　認　番　号　　ビ　ラ　作　成　枚　数　確　認　書

公職選挙法施行令第100条の8において準用する第100条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　確　認　枚　数　　枚

備考

1　この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
2　この確認書を交付したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には含まれて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ビラ作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

その四

確　認　番　号　　選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　確　認　数

備考

1　この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
2　この確認書を交付した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には含まれて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

その五

確　認　番　号　　自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　確　認　数

備考

1　この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
2　この確認書を交付した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には含まれて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

その六

確　認　番　号　　個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
2　候補者の氏名
3　確　認　数

備考

1　この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
2　この確認書を交付した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。

その七

確　認　番　号　　ポ　ス　タ　ー　作　成　枚　数　確　認　書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）　氏　　名　印

記

1　何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
2　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
3　確　認　枚　数　　枚

備考

1　この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
2　この確認書を交付したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には含まれて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ポスター作成業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

第二十八号様式の六（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙運動用自動車使用証明書

（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行（何選挙）（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

選挙等契約区分（該当する方の番号に○をしてください。）	1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2　左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の住名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号又は車台番号		

運送等年月日	運送等金額	備考
何年何月何日	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
2　運送事業者等が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には含まれて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、運送事業者等は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
（1）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　64,500円
（2）（1）以外の場合　　16,100円
5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれも分離された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により10台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては5台以上）の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台）に限られていますので、その指定をした1台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台）の分についてのみ記載してください。
7　10番台には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

その二

選挙運動用自動車使用証明書
（燃　料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
何年何月何日		l	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定するはけた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定するはけた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に交付したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4　燃料供給業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合には、燃料供給業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その三

選挙運動用自動車使用証明書
（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを説明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
何年何月何日	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

3　運転手が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

4　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合には、運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

5　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じては、5000円までです。

6　同一の日において2人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人まつたく)、合計2人に限られていますので、その指定をしたうえ(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては)、各証明書1枚につき1人のみについて記載してください。

7　候補者の指定した運転手以外の運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の七(通常葉書作成証明書の様式)（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを説明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。

2　通常葉書作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、通常葉書作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

イ　参議院小選挙区選出議員の選挙　35,000枚

ロ　参議院選挙区選出議員の選挙　35,000枚＋2,500枚×(当該選挙区の区域内の参議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1)

ハ　参議院比例代表選出議員の選挙　150,000枚

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　7円36銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{275,250円＋6円93銭×（当該作成枚数－35,000）}{当該作成枚数}$$ ＝単価…1銭未満の端数

は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の八(ビラ作成証明書の様式)（第十七条の七関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを説明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ビラ作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

イ　参議院小選挙区選出議員の選挙　70,000枚

ロ　参議院選挙区選出議員の選挙　100,000枚＋15,000枚×(当該選挙区の区域内の参議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1)ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

ハ　参議院比例代表選出議員の選挙　250,000枚

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　7円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386,500円＋5円38銭×（当該作成枚数－50,000）}{当該作成枚数}$$ ＝単価……1銭未満の端数

数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2　立札・看板作成業者が都道府県(団)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県(団)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　数

設置することができる選挙事務所の数×3

(2)　限度額

56,612円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2　立札・看板作成業者が都道府県(団)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、立札・看板作成業者は、都道府県(団)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　数　4（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては16）

(2)　限度額

53,601円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2　立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　数　5（参議院合同選挙区選挙にあつては10）

(2)　限度額

49,954円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙区（何選挙区）
候補者　氏　　名
（参議院名簿届出政党等の名称）

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示箇所	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　ポスター作成業者が都道府県(団)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、ポスター作成業者は、都道府県(団)に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚　数

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

当該選挙区におけるポスター掲示箇所×2枚

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　70,000枚

(2)　限度額

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ)　当該選挙区におけるポスター掲示箇所が500以下の場合

$\frac{316,250円+24円\times(ポスター掲示箇所-500)}{ポスター掲示箇所}$ ＝単価……1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ)　当該選挙区におけるポスター掲示箇所が500を超える場合

$\frac{316,250円+278,625円+285円\times(ポスター掲示箇所-500)}{ポスター掲示箇所}$ ＝単価

……1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　277円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

5　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、当該選挙区におけるポスター掲示箇所を記載してください。

第二十八号様式の十一（政見放送用録音・録画証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の十一（政見放送用録音・録画証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
候補者届出政党名
本部の所在地
代表者　氏　　名

記

録音又は録画の区分（該当する方の番号に○をしてください。）	1　録音の場合	2　録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複製部数	複製金額
	円		円
計	円		

備考

1　この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。

2　この証明書は、録音又は録画の単価に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別個にして）かつ都道府県ごとに設ゝた所属し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。

3　この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。

4　録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

5　「録音・録画の種類」欄には、契約提出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。

6　公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額とします。

(1)　録音又は録画に要した金額　総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額

(2)　複製に要した金額　総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製部数に応じて定める金額

7　日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。

8　録音・録画一種類ごとに（の都道府県において放送された場合（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつた場合を含む。）には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党録音・録画一種類の契約単価を当ゝ当ゝ一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

その二

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
候補者　氏　　名

記

録音又は録画の区分（該当する方の番号に○をしてください。）	1　録音の場合	2　録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
録音・録画一種類の単価	複製部	複製金額
円		円

備考

1　この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。

2　この証明書は、録音又は録画の単価に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別個にして）別々に作成し、候補者から録音・録画業者に提出してください。

3　この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。

4　録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

5　公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額とします。

(1)　録音又は録画に要した金額　総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額

(2)　複製に要した金額　総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製部数に応じて定める金額

6　日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画（公職選挙法第151条の2の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

その一

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

公職選挙法施行令第189条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代の代表者の氏名

記

1　請求金額　　円

2　内　訳
別紙請求内訳書のとおり

3　何年何月何日執行何選挙区(何選挙区)

4　候補者の氏名
(衆議院名簿届出政党等の名称)

5　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、これはかに自動車燃料代確認書及び給油証書（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第71号）第18条第1項第4号に規定するＩＴＩＮ７桁ローマ字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和45年運輸省令第74号）第36条の2第1項第4号第ｌ（に第36条の第2号に規定するＩＴＩＮ７桁ローマ字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給量または油脂の額に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合（衆議院名簿登載者がその者に係る衆議院名簿届出政党等における当選人の数には含まで（ゝ当ゝ）ゝ当ゝ当ゝ当

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた運等運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準消費税率(ロ)	消費税額	摘要
年 月 日		円	1/	円	
( ) × ( ) =					
年 月 日		円	1/	円	
( ) × ( ) =					
計		円		円	円

備考

1 「基準消費税率」(ロ)欄には、確認書に記載された額の小数を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(イ)の(ロ)欄又は(ハ)の(ロ)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた運等運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、判断の拠点書に記載された運等運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた運等運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	傷	請(イ)	基準消費税率(ロ)	消	水	金	額	摘	要
年 月 日		円	12.5%円				円		
年 月 日		円	12.5%円				円		
計							円		

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その二

請　　求　　書

(通常車書の作成)

公職選挙法施行令第100条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額　　円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

1 この請求書は、候補者から受領した通常車書作成枚数確認書及び通常車書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿届出政党等における当選人の数に比べて得た数に相当する当選人となるべき期日までにない場合)には、都道府県(注)に支払を請求することはできません。

3 契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　求　内　訳　書

作成合計			基準消費税			請求金額			備考
単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (G)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が25,000枚以下の場合　77円6銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が25,000枚を超える場合

$$\frac{77円6銭\times(当該作成枚数-25,000)}{当該作成枚数}$$ ……1銭未満の端数は切上げ

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやはい方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやはい方の枚数を記載してください。

その二

請　　求　　書

(ビラの作成)

公職選挙法施行令第100条の2において準用する第100条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額　　円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿届出政党等における当選人の数に比べて得た数に相当する当選人となるべき期日までにない場合)には、都道府県(注)に支払を請求することはできません。

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(複製)が場合にはあわせて添付してください。

4 契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　求　内　訳　書

作成合計			基準消費税			請求金額			備考
単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (G)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が25,000枚以下の場合　77円3銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が25,000枚を超える場合

$$\frac{38,500円+5円3銭\times(当該作成枚数-50,000)}{当該作成枚数}$$ ……1銭未満の端数は切上げ

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやはい方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやはい方の枚数を記載してください。

その四

請　　求　　書

(選挙事務用特定私・普報の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額　　円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務用特定私・普報作成数確認書及び選挙事務用特定私・普報作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿届出政党等における当選人の数に比べて得た数に相当する当選人となるべき期日までにない場合)には、都道府県(注)に支払を請求することはできません。

3 契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約車書等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（別紙）

請　求　内　訳　書

作成金額			基準消費税			請求金額			備考
軽減(8%)(A)	税率(B)	金額(C)=(A)×(B)	軽減(8%)(D)	税率(E)	金額(F)=(D)×(E)	軽減(8%)(G)	税率(H)	金額(I)=(G)×(H)	
円		円	円	%	円	円	%	円	
			55,123						

備考
1　(G)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
2　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやがい方の額を記載してください。
3　(G)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやがい方の数を記載してください。

その上

請　求　書

（自動車等取付用のれん・看板の作成）

公職選挙法施行令第148条の2において準用する第148条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

1　請求金額　　円
2　内　訳
別紙請求内訳書のとおり
3　何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
4　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
5　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考
1　この請求書は、候補者から交付した自動車等取付用のれん・看板作成数確認書及び自動車等取付用のれん・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2　候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には考えて得た数に相当する当選人とならない者がいる場合)には、都道府県に支払を請求することはできません。
3　契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法

人にあつては、その代表者)本人の署名その他の標識がある場合はこの限りではありません。

（別紙）

請　求　内　訳　書

作成金額			基準消費税			請求金額			備考
軽減(8%)(A)	税率(B)	金額(C)=(A)×(B)	軽減(8%)(D)	税率(E)	金額(F)=(D)×(E)	軽減(8%)(G)	税率(H)	金額(I)=(G)×(H)	
円		円	円	%	円	円	%	円	
			55,601						

備考
1　(G)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
2　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやがい方の額を記載してください。
3　(G)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやがい方の数を記載してください。

その六

請　求　書

（個人演説会場用のれん・看板の作成）

公職選挙法施行令第148条の2において準用する第148条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

1　請求金額　　円
2　内　訳
別紙請求内訳書のとおり
3　何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
4　候補者の氏名
5　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考
1　この請求書は、候補者から交付した個人演説会場用のれん・看板作成数確認書及び個人演説会場用のれん・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2　候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
3　契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出す

る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の標識がある場合はこの限りではありません。

（別紙）

請　求　内　訳　書

作成金額			基準消費税			請求金額			備考
軽減(8%)(A)	税率(B)	金額(C)=(A)×(B)	軽減(8%)(D)	税率(E)	金額(F)=(D)×(E)	軽減(8%)(G)	税率(H)	金額(I)=(G)×(H)	
円		円	円	%	円	円	%	円	
			55,954						

備考
1　(G)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
2　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやがい方の額を記載してください。
3　(G)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやがい方の数を記載してください。

その七

請　求　書

（ポスターの作成）

公職選挙法施行令第148条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

1　請求金額　　円
2　内　訳
別紙請求内訳書のとおり
3　何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
4　候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
5　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考
1　この請求書は、候補者から交付したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してく

ださい。
2　候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数には考えて得た数に相当する当選人とならない者がいる場合)には、都道府県に支払を請求することはできません。
3　契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の標識がある場合はこの限りではありません。

（別紙）

請　求　内　訳　書

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準消費税			請求金額			備考
	税額(8%)(A)	税率(B)	金額(C)=(A)×(B)	税額(8%)(D)	税率(E)	金額(F)=(D)×(E)	税額(8%)(G)	税率(H)	金額(I)=(G)×(H)	
箇所	円	%	円	円	%	円	円	%	円	

備考
1　市議会議員選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
2　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。
(1)　市議会議員選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$\frac{330,000円+55,000円}{ポスター掲示場数}$ ……1円未満の端数は切上げ
ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$\frac{330,000円+275,000円-330円\times(ポスター掲示場数-500)}{ポスター掲示場数}$ ……1円未満の端数は切上げ
(2)　参議院比例代表選出議員の選挙　　330
3　(G)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
4　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較してやがい方の額を記載してください。
5　(G)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較してやがい方の枚数を記載してください。

その八

請　求　書

（政見放送用の録音・録画）

公職選挙法施行令第148条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

1　請求金額　　円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙程度)

4 候補者届出政党の名称

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
カ ナ 名			
口 座 名			

備考

1 この請求書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。

2 この請求書は、候補者届出政党から交付した政党総合用様式・領収証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

3 郵送要領(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、郵送要領(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

(1) 選挙の場合

選挙の種類	選挙費用(A)	選挙基準限度額(B)	預金数	預金金額(C)	預金基準限度額	請求に係る金額(D)	請求に係る金額(E)	請求に係る金額(F)	備考
	円	円		円	円	円	円	円	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

1 「選挙の種類」欄には、選挙・領収証明書の「選挙・領収の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。

2 (D)欄には、総務大臣が政党の政治のために必要な預金に要する金額として預金数に応じて定める金額を記載してください。

3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

(2) 領収の場合

領収の種類	領収費用(A)	領収基準限度額(B)	預金数	預金金額(C)	預金基準限度額(D)	請求に係る金額(E)	請求に係る金額(F)	計(E)+(F)=(G)	備考
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

1 「領収の種類」欄には、選挙・領収証明書の「選挙・領収の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。

2 (D)欄には、総務大臣が政党の政治のために必要な預金に要する金額として預金数に応じて定める金額を記載してください。

3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

その九

請　　求　　書

(政党総合用の領収・領収)

公職選挙法施行令第118条の6第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

1 請求金額　　円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙程度)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
カ ナ 名			
口 座 名			

備考

1 この請求書は、衆議院選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。

2 この請求書は、候補者から交付した政党総合用様式・領収証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

3 郵送要領(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、郵送要領(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　水　内　訳　書

(1) 選挙の場合

選挙費用(A)	選挙基準限度額(B)	預金数	預金金額(C)	預金基準限度額(D)	請求に係る金額(E)	請求に係る金額(F)	計(E)+(F)=(G)	備考
円	円		円	円	円	円	円	

備考

1 (D)欄には、総務大臣が政党の政治のために必要な預金に要する金額として預金数に応じて定める金額を記載してください。

2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

(2) 領収の場合

領収費用(A)	領収基準限度額(B)	預金数	預金金額(C)	預金基準限度額(D)	請求に係る金額(E)	請求に係る金額(F)	計(E)+(F)=(G)	備考
円	円		円	円	円	円	円	

備考

1 (D)欄には、総務大臣が政党の政治のために必要な預金に要する金額として預金数に応じて定める金額を記載してください。

2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較してやさしい方の額を記載してください。

第二十八号様式の十三(証票交付申請書の様式)(第十七条の九関係)

第二十八号様式の十三(証票交付申請書の様式)(第十七条の九関係)

その一

証　票　交　付　申　請　書

年　月　日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

公職の候補者等の氏名
住所
(電話　　)
職業

公職選挙法施行令第110条の3第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類

2 証票交付申請枚数　　枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

備考1 この申請書は、申請者が公職の候補者等の場合の様式である。

2 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の3第1項に規定する公職の候補者をいう。

3 公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その二

証 票 交 付 申 請 書

年　月　日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長）氏名あて

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
（電話　　）

公職選挙法施行令第110条の8第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
氏名
住所
（電話　　）
職業
公職の種類

2　政治団体としての届出先
3　証票交付申請枚数　　枚
4　立札及び看板の額を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の額の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の額の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は　　枚です。

年　月　日

公職の候補者等の氏名

備考1　この申請書は、申請者が後援団体（公職選挙法第199条の5第3項に規定する後援団体をいう。）の場合の様式である。
2　公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する公職の候補者等をいう。
3　後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式の十四（五人要件文書等の様式）（第十七条の十関係）

第二十八号様式の十四（五人要件文書等の様式）（第十七条の十関係）

五 人 要 件 文 書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第130条第1項第3号イ(1)に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

記

氏　名	衆議院議員又は参議院議員の別	選　挙　区	選挙執行年月日	備　考

備考
1　「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
2　令第111条の8第1項の場合には、「備考」欄に「補欠」と記載しなければならない。
3　所属する衆議院議員又は参議院議員として五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類3）及び令第111条の8第1項又は第3項の規定により その氏名を記載することができないとされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。
4　政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（添付書類1）

承　諾　書

何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙の何選挙区において、何政党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として五人要件文書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員（参議院議員）（何選挙区）

氏　　名

政党その他の政治団体の名称　　代表者　氏　　名　あて

備考　「何選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

（添付書類2）

宣　誓　書

何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙において、公職選挙法施行令第111条の8第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないとされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を五人要件文書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

第二十八号様式の十五（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式）（第十七条の十関係）

第二十八号様式の十五（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式）（第十七条の十関係）

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党（政治団体）の得票総数は何票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第130条第1項第2号イ(2)に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者　氏　名

（内訳）

公職の候補者の氏名	選　挙　区	得　票　数
	計	

備考
1　衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者等の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。
2　政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十九号様式（新聞広告掲載証明書の様式）（第二十条関係）

第二十九号様式（第四十六条関係）

その一　新聞広告掲載証明書

候補者		
住所		
候補者届出政党名		
氏名		
立候補届出年月日		

右の者は、何年何月何日執行の何議会の候補者であつて、公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何議会長　氏　　名　印

備考　1　この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の掲載については適用しない様式である。

2　候補者の届出政党名欄には、その者について政治資金規正法第六十五条第一項又は第二項の規定による届出があつたときは、その所属する政党名を記載するものとする。

3　候補者の住所欄には、その者について住民基本台帳法第五条の規定による届出があつたときは、その通称を記載するものとする。

その二　新聞広告掲載証明書

候補者		
住所		
所属政党名		
氏名		
立候補届出年月日		

右の者は、何年何月何日執行の何議会の候補者であつて、公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何議会長　氏　　名　印

備考　1　この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の掲載については適用しない様式である。

2　候補者の氏名欄には、その者について政治資金規正法第六条の規定による届出があつたときは、その通称を記載するものとする。

その三　新聞広告掲載証明書

候補者届出年月日	
代表者の氏名	
本部の所在地	
政党その他の政治団体の名称	

右の者は、何年何月何日執行の何議会の候補者届出政党であつて、何選挙区において公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何議会長　氏　　名　印

備考　1　この証明書は、参議院比例代表選出議員の選挙においては、新聞広告掲載おおむね一六センチメートル、縦二四センチメートル（横四〇字詰二段組の場合）に限る。

2　この様式は、政党その他の政治団体が、候補者届出政党として、何選挙区において公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

その四　新聞広告掲載証明書

名簿届出年月日	
代表者の氏名	
本部の所在地	
政党その他の政治団体の名称	動動

右の者は、何年何月何日執行の何議会の名簿届出政党であつて、何選挙区において公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何議会長　氏　　名　印

備考　1　この証明書は、参議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告掲載おおむね一六センチメートル、縦二四字詰二段組の場合に限る。

2　この様式は、政党その他の政治団体が、候補者届出政党として、何選挙区における公職選挙法第百四十五条第一項の規定による証明書を掲載することができるものであることを証明する。

3　名簿届出年月日欄には、公職選挙法第百六十二条第一項又は第二項の規定による届出がないときは、同法第百六条第一項の規定による届出があつたときの年月日を記載すること。

その五　新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	略称
本部の所在地	
代表者の氏名	

右の団体は、何年何月何日の衆議院の解散に伴う総選挙の事前に広告を掲載したものであることを証明する。

何年何月何日

何議院議長　氏　　名　印

備考

1　この証明書は、参議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告欄おおよそ縦・六センチメートル、横・四段の大きさの掲載を行ったことを証明するものであり、新聞広告を掲載した日の翌日から起算して三日以内に、掲載した新聞紙等を添えて、総務大臣に提出しなければなりません。

2　この証明書に記載された事項の変更があったときは、新聞広告を掲載する日の前日までに、総務大臣に提出しなければなりません。

3　掲載した新聞広告を行ったことがないため、新聞広告を掲載した日の翌日までに提出することができないときは、提出期限を過ぎてこの証明書を提出することはできません。

第二十九号様式の二（新聞広告掲載承諾通知書の様式）（第二十条関係）

第二十九号様式の二（新聞広告掲載承諾通知書の様式）（第二十条関係）

その一　新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日の衆議院選挙について、次の広告を新聞広告掲載することについて承諾いたしますので通知します。

掲載者の氏名	
広告を掲載する新聞名	
朝・夕刊の子定の別	
広告を掲載する予定日	
広告料金	

何年何月何日　　所在地

新聞社等名

代表者　氏　　名

備考

1　この様式は、参議院比例代表選出議員、参議院選挙区選出議員又は衆議院議員の選挙における掲載者が新聞広告を予定する場合の様式である。

2　掲載者の氏名欄には、その者について市議選の選挙名の認定に疑義があるときは、その選挙名を記載するものとする。

その二　新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日の衆議院選挙について、次の団体が新聞広告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

政党その他の政治団体の名称	
本部の所在地	
代表者の氏名	
広告を掲載する新聞名	
朝・夕刊の子定の別	
広告を掲載する予定日	
広告の掲載す出	
広告料金	

何年何月何日　　所在地

新聞社等名　　代表者　氏　　名

備考

1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙において新聞社等が政党その他の政治団体から新聞広告を予定する場合の様式である。

2　新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日の衆議選挙について、次の団体が新聞広告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

政党その他の政治団体の名称	略称
本部の所在地	
代表者の氏名	
広告を掲載する新聞名	
朝・夕刊の子定の別	
広告を掲載する予定日	
広告の掲載す出	
広告料金	

備考

新聞社等名　　代表者　氏　　名

総務大臣殿

選挙管理委員会委員長　氏　　名　あて

備考　この様式は、参議院小選挙区選出議員の選挙において新聞社等が政党その他の政治団体から新聞広告を予定する場合の様式である。

第三十号様式（会計帳簿の様式）（第二十二条関係）

第二十号様式(会計帳簿の様式)(第二十二条関係)

1 収入簿

年	月	日	金額又は数量	摘	要	別	相手方又は支出事務所の所在地	氏名又は団体名	職	業	金銭以外の収入の内容	備	考
			円										
合		計											

備考

1 この帳簿には、政治資金に関するすべての収入を記載するものとする。

2 寄附の受領、保証その他金銭以外の財産上の利益の授受については、その寄附又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。

3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の時々又は受付の前者は、その前者の日の現況において記載するものとし、その設定に係る期間の年月日及び「備考」欄に記載するものとする。

5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入とを区別を明記するものとする。

6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

年	月	日	金額又は見積額				相手方の氏名	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした年月日	備	考
			金銭支出	金銭以外の支出	内	訳		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職	業			
			円		円	円								
合		計												

備考

1 この帳簿には、政治資金に関するすべての支出を記載するものとする。

2 この帳簿には、ハ～ホの政治資金のための支出と費目（ニ政治資金のために支出した費用のこれ等を設けて又は第２項に掲げる費目を設けて記載し、「支出をした者の氏名」の欄に、出納責任者の支出、秘書の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

3 この帳簿の各科目には、(ハ)人件費（ニ)宣伝費(イ)政治資金事務費（ホ)調査広報費（ヘ)組織費（ト)交通費（チ)印刷費（リ)広告費（ヌ)支出費（ル)寄附費（ヲ)政治費（ワ)雑費（カ)事務費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金額支出」の欄に記載し、物品その費用を負担し、又は借物、船車用、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を見用し、貸しては費消したときは、「金額以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その数量をかっこで付記を記載するものとする。

前項の場合において「金額支出」と「金額以外の支出」とは、別行に記載するものとする。

5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金額以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(講会、人件費、宣伝費等等)、員数等を記載するものとする。

7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の時々又は受付の前者は、その前者の日の現況において記載するものとし、その設定に係る期間の年月日及び「備考」欄に記載するものとする。

8 寄付及び寄贈人の住所に関してその政治資金団体においてやるものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の目的を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。

9 政治資金に係る公費負担対象支出(政治資金団体交常費、ビラ貼しくはポスターの作成、政治事務所、政治連絡用自動車等貸しくは購入経費合場の点検及び整備の費の作成又は発送物のための編集等に係るものに限つては、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

10 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

その四

新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日の政治資金団体の何連事について、次の団体の新聞広告を掲載することについて承諾いたしましたのでお通知します。

広告料金	広告の掲載すべき年月日	広告を掲載すべき新聞名	申込者の氏名	申込者の所在地	本籍の所在地	特別	別
円							

何年何月何日

所在地

新聞社等名

代表者 氏

名

備考 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において参議院を議長団代表者が新聞広告をする場合の様式である。

何連事長 氏 名 あて

その五

何年何月何日

所在地

新聞社等名

代表者 氏

名

何連事長 氏 名 あて

備考 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において参議院を議長団代表者が新聞広告をする場合の様式である。

2 掲載された広告文は、参議院比例代表選出議員の選挙において参議院を議長団代表者が新聞広告をする場合に限り、掲載に際して、当該広告文の内容を記載するものとする。

3 広告掲載承諾書は、掲載された広告文の写しを添付して、当該掲載に係る新聞名、掲載年月日及び当該新聞の発行所の名称を記載するものとする。

4 当該新聞の発行所、当該新聞紙面に掲載される広告文として掲げる広告及び当該新聞紙面の広告料金等新聞社の状況の要点を記載するものとする。

第三十一号様式（報告書の様式）（第二十三条関係）

第三十一号様式（報告書の様式）（第二十三条関係）

選挙運動費用収支報告書

1　何年何月何日執行　　何選挙　　（何選挙区）
2　公職の候補者　　住　所
　　氏　名
　　（参議院名簿届出政党等の名称）
3　何月何日から
　　何月何日まで　　（期間区分）
4　収入の部

月　日		金額又は見積額	種　別	寄附をした者			金額以外の収入の見積の概要	備　考
				住所又はおおよその事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
		円						
計	党　費							
	その他の収入							
	計							
前計	党　費							
	その他の収入							
	計							
総計	党　費							
	その他の収入							
	計							

備　考

5　支出の部

月　日		金額又は見積額	区　分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の支出の見積の概要	備　考
					住所又はおおよその事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
		円							
計	公職候補者のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
前計	公職候補者のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
総計	公職候補者のための支出								
	選挙運動のための支出								
	総　計								

支出のうち公費負担相当額	項　目	単　価 (A)	枚　数 (B)	金　額 (A×B)×0.25
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚	円
	ビラの作成	円	枚	円
	ポスターの作成	円	枚	円
	選挙運動用の名札及び看板の盤の作成	円	枚	円
	選挙運動用自動車等に掲示する看板の盤の作成	円	枚	円
	個人演説会のための名札及び看板の盤の作成	円	枚	円
	政見放送のための録画等			円
	計			円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。
何年何月何日
出納責任者　住　所
氏　名

備考

1　収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
2　収入の部の「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
3　収入の部の「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ等としてはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の名札及び看板の盤の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。)を記載するのとし、また、その他の事項となる事項を記載することができるものとする。
4　支出の部の「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
5　支出の部の「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の単価がある場合には、単価ごとに欄を追加して記載するものとする。
6　雑費等の報告書においては、「収入の部」と「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
7　収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から4までの例による。支出の部の記載については同様式支出簿の備考中2から5までの例によるものとする。
8　出納責任者ないし代理人である場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十一号様式の二（領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の様式）（第二十三条関係）

第三十一号様式の二（領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の様式）（第二十三条関係）

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区　分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1　何年何月何日執行　何選挙(何選挙区)
2　公職の候補者　　氏　名
　　(参議院名簿届出政党等の名称)
3　出納責任者　　氏　名

備考

1　「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
2　「支出の目的」の欄には、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

第三十一号様式の三（振込明細書に係る支出目的書の様式）（第二十三条関係）

第三十一号様式の三（振込明細書に係る支出目的書の様式）（第二十三条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1　何年何月何日執行　何選挙(何選挙区)
2　公職の候補者　　氏　名
　　(参議院名簿届出政党等の名称)
3　出納責任者　　氏　名

備考

1　「支出の費目」の欄には、第三十号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
2　「支出の目的」の欄には、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
3　支出の目的ごとに別葉とするものとする。
4　支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

第三十二号様式（報告書の要旨の公表の様式）（第二十四条関係）

第三十二号様式（報告書の要旨の公表の様式）（第二十四条関係）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　何年何月何日執行　何選挙（何選挙区）

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する

支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）＿＿＿＿円

3　報告書の要旨

候補者氏名	政党等届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派	期間	何月何日から何月何日まで
出納責任者氏名			第何回分

収入	支出
主たる寄附 （氏名又は団体名）（職業）（寄附額）　円 何某　何何　何 何某　何何　何 その他の寄附　何件　何 その他の収入 今回計　何 前回計　何 総計　何	人件費　円 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費 今回計 前回計 総計

	項目	金額
支出のうち公費負担有無	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	円
	計	円

報告書受理年月日	何年何月何日　第何回報告分

備考

1　各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。

2　「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第7項の規定による届出がなかったときは候補者届出政党の名称を、同条第8項又は第9項の規定による届出があったときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。

3　「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者毎の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては3万円以上のもの、その他の選挙においては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を例件　何円と一括記載するものとする。

4　専ら政治選挙人の投票に関しての選挙運動で団体においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに内書として括弧を付して記載するものとする。

第三十二号様式の二（令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式）（第二十九条の二関係）

第三十二号様式の二（令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式（第二十九条の二関係））

届　出　書

公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により次の届出書を提出するものとおり届出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長殿

何選挙区選挙管理委員会委員長殿

何選挙区選挙管理委員会委員長殿

何選挙区

第三十二号様式の四（推薦団体の推薦候補者とされることの同意書の様式）（第二十九条の四関係）

第三十二号様式の四（推薦団体の推薦候補者とされることの同意書の様式）（第二十九条の四関係）

推薦団体の推薦候補者とされることの同意書

私は、何選挙において、何政治団体（会、連盟等）が、公職選挙法第二百一条の四第一項の規定の適用を受けるにつき、同政治団体（会、連盟等）の推薦候補者とされることに同意いたします。

何年何月何日

何政治団体（会、連盟等）代表者　氏名あて　　候補者　氏　　名

第三十三号様式（令第百二十九条の四の規定による申請書の様式）（第三十条関係）

第三十三号様式（令第百二十九条の四の規定による申請書の様式）（第三十条関係）

政治団体係争認定申請書

何選挙における本政党（会、連盟等）の所属候補者（支援候補者）は、次（別紙）のとおりであります。公職選挙法第二百一条の六第一項（ただし書（法第二百一条の七第二項において準用する同法第二百一条の六第一項ただし書（法第二百一条の八第一項ただし書）（法第二百一条の九第一項ただし書）の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

何年何月何日

政治団体名
事務所所在地
右代表者　氏　　名

総務大臣（何選挙管理委員会委員長）氏名あて

記（別紙）

一　所属候補者（支援候補者）数　何人（何年何月何日現在）

一　所属候補者（支援候補者）氏名等

番号	候補者氏名	選挙区	立候補届出年月日

備考

一　「所属候補者」には、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿登載者を含むものとし、参議院名簿登載者については、「選挙区」欄には「比例代表」と記載し、「立候補届出年月日」欄には参議院名簿届出年月日を記載するものとする。

二　政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十四号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書の様式）（第三十一条関係）

第三十四号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書の様式）（第三十一条関係）

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの
同意書

私は、何選挙において、何党（会、連盟等）が公職選挙法第二百一条の九第一項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同党（会、連盟等）の支援候補者とされることに同意いたします。

何年何月何日

何党（会、連盟等）代表者　氏名あて　　候補者　氏　　名

第三十五号様式（政談演説会開催届出書の様式）（第三十一条の二関係）

第三十五号様式（政談演説会開催届出書の様式）（第三十一条の二関係）

政談演説会開催届出書

何年何月何日執行何選挙の政談演説会を次のとおり開催いたしたいから届け出ます。

何年何月何日

政治団体名
事務所所在地
右代表者　氏　　名

何選挙管理委員（会委員長　氏名あて

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

政談演説会開催届出書交付番号第　号

総務省
総務省印

備考　政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別表第一（第十六条関係）

北海道　渡島総合振興局管内　松前町字大島及び字小島
青森県　青森市　大字荒川字南荒川山国有林酸ヶ湯沢（通称酸ヶ湯）　大字荒川字寒水沢（通称沖揚平）　大字駒込字深沢（通称田代平）
黒石市　大字大川原字蛭貝沢（通称沖揚平）
むつ市　川内町板家戸
平川市　切明津根川森（通称善光寺平、温川温泉地）　切明温川沢及び切明滝の森（通称大木平）
北津軽郡　中泊町大字小泊字袰内
上北郡　七戸町字南天間舘
下北郡　佐井村大字長後字野平
岩手県　一関市　厳美町字須川
山形県　酒田市　飛島
東京都　小笠原支庁管内　小笠原村硫黄島、南鳥島及び母島
新潟県　村上市　三面
魚沼市　下折立　宇津野の内飛地（通称銀山平）
富山県　富山市　有峰
黒部市　黒部奥山国有林の地域（通称黒薙、猫又、鐘釣、小屋平、小黒部、欅平、仙人、東谷及び祖母谷の地域）
中新川郡　立山町大字芦峅寺ブナ坂外一一国有林字別山、大字芦峅寺ブナ坂外一一国有林字立山、大字芦峅寺ブナ坂外一一国有林字浄土山、大字芦峅寺ブナ坂外一一国有林字中ノ谷及び大字芦峅寺ブナ坂外一一国有林字黒部奥山
石川県　輪島市　舳倉島　七ツ島
福井県　大野市　中島　本戸　宝慶寺　上打波　下打波　仏原
静岡県　下田市　字神子元島
和歌山県　和歌山市　加太友ケ島
日高郡　日高川町大字寒川字小川
島根県　益田市　土田町（通称高島の地域）
隠岐郡　隠岐の島町竹島
広島県　呉市　川尻町板休及び野呂山国有地（通称野呂山地域）　安浦町大字中畑字立小路及び大字中畑字勧農坂（通称野呂山地域）
山口県　下関市　大字蓋井島字台場
萩市　櫃島　肥島　羽島　尾島　見島字吹戸
愛媛県　松山市　由利島
今治市　宮窪町四阪島
福岡県　福岡市　西区大字小呂島
宗像市　大島二、九八八番地から二、九九〇番地までの地域（通称沖ノ島）
長崎県　佐世保市　古志岐島
五島市　浜町男女群島　岐宿町姫島
北松浦郡　小値賀町野崎島
鹿児島県　西之表市　馬毛島
鹿児島郡　三島村　十島村
熊毛郡　屋久島町口永良部島
大島郡　宇検村枝手久島　瀬戸内町与路島及び請島
沖縄県　国頭郡　本部町水納島
島尻郡　久米島町奥武島
宮古郡　多良間村水納島
八重山郡　竹富町新城島、字西表一、九六四番地から二、四七六番地までの地域（通称船浮）、字崎山一番地から八九五番地までの地域（通称網取）及び鳩間島

別表第二（第十七条関係）

北海道　函館市　小樽市　室蘭市　釧路市　網走市　留萌市　苫小牧市　稚内市　紋別市　根室市　石狩市
渡島総合振興局管内　檜山振興局管内　松前町　福島町
後志総合振興局管内　留萌振興局管内　森町　江差町　奥尻町　せたな町
宗谷総合振興局管内　寿都町　岩内町　余市町
日高振興局管内　増毛町　苫前町　羽幌町　天塩町
十勝総合振興局管内　枝幸町　礼文町　利尻町　利尻富士町
釧路総合振興局管内　浦河町　広尾町
厚岸町
青森県　青森市　八戸市　むつ市
西津軽郡　鰺ケ沢町　深浦町
下北郡　大間町
岩手県　宮古市　大船渡市　陸前高田市　釜石市
上閉伊郡　大槌町
下閉伊郡　山田町
宮城県　仙台市　宮城野区
石巻市　塩竈市　気仙沼市　名取市
亘理郡　亘理町　女川町
牡鹿郡　南三陸町
本吉郡
秋田県　秋田市　能代市　男鹿市　にかほ市
山形県　鶴岡市　酒田市
福島県　いわき市　相馬市
茨城県　日立市　北茨城市　ひたちなか市　神栖市
千葉県　千葉市　中央区　美浜区
銚子市　船橋市　館山市　木更津市　勝浦市　市原市　鴨川市　富津市　南房総市
東京都　中央区　港区　大島支庁管内　大島町
神奈川県　横浜市　鶴見区　神奈川区　西区　中区
川崎市　川崎区
横須賀市　小田原市　三浦市
足柄下郡　真鶴町
新潟県　新潟市　中央区
村上市　上越市　佐渡市
富山県　富山市　高岡市　魚津市　氷見市　黒部市　射水市
石川県　金沢市　七尾市　小松市　輪島市　珠洲市　加賀市　羽咋市
羽咋郡　志賀町　宝達志水町　穴水町　能登町
鳳珠郡
福井県　敦賀市　小浜市　坂井市
大飯郡　高浜町
静岡県　静岡市　清水区
沼津市　伊東市　富士市　焼津市　下田市　湖西市　伊豆市　御前崎市
賀茂郡　松崎町　西伊豆町
愛知県　名古屋市　熱田区　港区
豊橋市　半田市　碧南市　西尾市　蒲郡市　常滑市　東海市　高浜市　田原市
知多郡　南知多町　武豊町
三重県　津市　四日市市　伊勢市　鈴鹿市　尾鷲市　鳥羽市　熊野市　志摩市
度会郡　大紀町　南伊勢町
北牟婁郡　紀北町
京都府　舞鶴市　宮津市
大阪府　大阪市　港区　大正区　住之江区　堺区　西区
堺市　岸和田市　泉南郡　岬町
兵庫県　神戸市　兵庫区　中央区

姫路市　尼崎市　明石市　洲本市　相生市　豊岡市　南あわじ市　淡路市
美方郡　香美町　新温泉町
和歌山県
和歌山市　海南市　有田市　田辺市　新宮市
日高郡　由良町
西牟婁郡　白浜町
東牟婁郡　那智勝浦町　串本町
鳥取県
鳥取市　境港市
岩美郡　岩美町
東伯郡　琴浦町
島根県
松江市　浜田市　出雲市　大田市
隠岐郡　西ノ島町　隠岐の島町
岡山県
岡山市　北区　中区　東区　南区
倉敷市　玉野市　笠岡市　備前市
広島県
広島市　南区
呉市　竹原市　三原市　尾道市　福山市　大竹市　東広島市　廿日市市　江田島市
豊田郡　大崎上島町
山口県
下関市　宇部市　山口市　萩市　防府市　下松市　岩国市　光市　長門市　柳井市　周南市　山陽小野田市
大島郡　周防大島町
熊毛郡　上関町
徳島県
徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市
海部郡　牟岐町　美波町　海陽町
香川県
高松市　丸亀市　坂出市　観音寺市　さぬき市
東かがわ市　三豊市
小豆郡　土庄町　小豆島町
香川郡　直島町
仲多度郡　多度津町
愛媛県
松山市　今治市　宇和島市　八幡浜市　新居浜市　西条市　大洲市　伊予市　四国中央市　西予市
西宇和郡　伊方町
南宇和郡　愛南町
高知県
高知市　室戸市　土佐市　須崎市　宿毛市　土佐清水市　四万十市
安芸郡　東洋町　奈半利町
高岡郡　中土佐町
幡多郡　黒潮町
福岡県
北九州市　門司区　若松区　戸畑区　小倉北区　小倉南区　八幡東区　八幡西区　東区　博多区　中央区　西区
福岡市
大牟田市　柳川市　大川市　豊前市　宗像市　糸島市
遠賀郡　芦屋町
京都郡　苅田町
佐賀県
佐賀市　唐津市　伊万里市　鹿島市
杵島郡　白石町
藤津郡　太良町
長崎県
長崎市　佐世保市　島原市　諫早市　大村市　平戸市　松浦市　対馬市　壱岐市　五島市　西海市　南島原市
東彼杵郡　川棚町
北松浦郡　小値賀町
南松浦郡　新上五島町
熊本県
八代市　水俣市　宇城市　天草市
大分県
大分市　別府市　中津市　佐伯市　臼杵市　津久見市　豊後高田市　国東市
東国東郡　姫島村
宮崎県
宮崎市　延岡市　日南市　日向市　串間市
東臼杵郡　門川町
鹿児島県
鹿児島市　枕崎市　阿久根市　出水市　指宿市
西之表市　薩摩川内市　いちき串木野市　南さつま市　志布志市　奄美市
熊毛郡　屋久島町
大島郡　瀬戸内町
沖縄県
那覇市　石垣市　宮古島市
国頭郡　今帰仁村

別表第三（第十七条の二の二関係）

北海道
函館市　小樽市　釧路市　稚内市　根室市
宗谷総合振興局管内　枝幸町
青森県
八戸市　むつ市
岩手県
宮古市　釜石市
宮城県
石巻市　塩竈市　気仙沼市
秋田県
秋田市
山形県
鶴岡市
福島県
いわき市
茨城県
神栖市
千葉県
銚子市
東京都
中央区　港区
神奈川県
横須賀市　三浦市
新潟県
新潟市　中央区
富山県
魚津市
石川県
鳳珠郡　能登町
福井県
敦賀市
静岡県
焼津市　御前崎市
愛知県
名古屋市　港区
三重県
尾鷲市
度会郡　南伊勢町
京都府
舞鶴市
大阪府
大阪市　港区
兵庫県
神戸市　中央区
和歌山県
東牟婁郡　那智勝浦町
鳥取県
境港市
島根県
浜田市
岡山県
笠岡市
広島県
呉市
山口県
下関市
徳島県
海部郡　海陽町
香川県
観音寺市
愛媛県
今治市
高知県
室戸市
福岡県
福岡市　博多区
佐賀県
唐津市
長崎県
長崎市　平戸市
南松浦郡　新上五島町
熊本県
天草市
大分県
津久見市
宮崎県
日南市
鹿児島県
いちき串木野市
沖縄県
那覇市